

第 4 号

(9月25日)

令和7年 熊本県議会9月定例会会議録

第4号

令和7年9月25日(木曜日)

議事日程 第4号

令和7年9月25日(木曜日)午前10時開議

第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の
一般事務について)

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問(議案に対する質疑並びに
県の一般事務について)

出席議員氏名(47人)

星野 愛斗君
高井 千歳さん
住永 栄一郎君
亀田 英雄君
幸村 香代子君
杉鳶 ミカさん
立山 大二朗君
斎藤 陽子さん
本田 雄三君
岩田 智子君
堤 泰之君
南部 隼平君
前田 敬介君
坂梨 剛昭君
荒川 知章君
城戸 淳君
西村 尚武君
池永 幸生君
竹崎 和虎君
吉田 孝平君

中村 亮彦君
増永 慎一郎君
前田 憲秀君
高島 和男君
松村 秀逸君
岩本 浩治君
西山 宗孝君
河津 修司君
楠本 千秋君
橋口 海平君
緒方 勇二君
高木 健次君
高野 洋介君
内野 幸喜君
岩中 伸司君
城下 広作君
西聖 一君
山西 口裕君
渕上 陽一君
坂田 孝志君
溝口 幸治君
池田 和貴君
吉永 和世君
松田 三郎君
藤川 隆夫君
岩下 栄一君
前川 收君

欠席議員氏名(なし)

説明のため出席した者の職氏名

知事 木村 敬君
副知事 竹内 信義君

副知事 亀崎直隆君
知事公室長 深川元樹君
総務部長 千田真寿君
企画振興部長 富永隼行君
理事 阪本清貴君
理事 府高隆君
健康福祉部長 下山薰さん
環境生活部長 清田克弘君
商工労働部長 上田哲也君
観光文化部長 脇俊也君
農林水産部長 中島豪君
理事 間宮将大君
土木部長 菰田武志君
会計管理者 野中眞治君
企業局長 久原美樹子さん
病院事業者 平井宏英君
教育長 越猪浩樹君
警察本部長 佐藤昭一君
人事委員会議事務局長 城内智昭君
監査委員 小原雅之君

事務局職員出席者

事務局長 波村多門
事務局次長 兼総務課長 鈴和幸
議事課長 下崎浩一
議事課長補佐 岡部康夫

午前10時開議

○議長(高野洋介君) これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長(高野洋介君) 日程に従いまして、日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

吉田孝平君。

〔吉田孝平君登壇〕(拍手)

○吉田孝平君 皆さん、おはようございます。自由民主党・宇城市・下益城郡選出・吉田孝平でございます。

初めに、8月の記録的な大雨により、県内各地域で甚大な被害が起きました。

この大雨により亡くなられた方に対しあれやみ申し上げますとともに、被災された方には心よりお見舞い申し上げたいというふうに思います。

今回は、7問中3問が災害関連でございます。時間の心配がございますので、早速質問に移らさせていただきたいと思います。

熊本県における国土強靭化のさらなる取組についてお尋ねいたします。

近年の我が国は、頻発する豪雨、台風、地震などの大規模自然災害に直面しています。そのような中、本県では、先月、線状降水帯が発生するなどして記録的な大雨となり、熊本地方気象台では、3時間に熊本市で223ミリの降水を観測し、これまで観測史上1位の160ミリを大きく上回る記録的な大雨となりました。

この大雨による河川の氾濫、浸水、土砂災害等により人的被害、さらには9,000棟を超える甚大な住宅被害も発生しました。

私の地元でもあります宇城市美里町でも被害があり、宇城市の小川町にある河川、砂川では、50数年ぶりに氾濫し、川沿いにお住まいの方たちも、これだけ河川改修、さらには河川掘削などの対策を講じているのに氾濫したことにより、今後も同じような災害が起こるのではないかと不安に思われている方も多く見られます。

また、美里町では、平成19年豪雨災害、平成28年熊本地震、豪雨災害、そして今回の豪雨災害と、同じような箇所で同じような被害が起き、家屋が全壊された方は、もう同じ場所には住めな

い、住むのが怖いと、落胆されていました。

昨年の元日に発生した能登半島地震では、甚大な被害を受けた復旧、復興のさなかに続けて被害もあり、被害がさらに拡大しました。そして、昨年8月には、日向灘を震源とする地震の発生を受けて、気象庁が初めて南海トラフ地震臨時情報を発表するなど、巨大地震への危機感が高まっています。

また、自然災害だけでなく、インフラの老朽化による重大事故も大きな課題となっており、本年1月に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故は、社会経済活動に大きな影響をもたらしました。

一方、災害の発生状況を見ると、国土強靭化計画に基づいて、河川や砂防施設の整備などが行われたところでは被害が軽減されたとの声を聞くこともあり、国土強靭化の取組は非常に意義のあるものであり、引き続き取り組んでいく必要があるものと思われます。

これまで、防災・減災、国土強靭化に取り組むため、平成30年以降、国と連携して各種対策を進めてこられました。

平成30年度から令和2年度までの3年間、国の3か年緊急対策として7兆円規模の対策、令和3年度から令和7年度までの5年間、国の5か年加速化対策として15兆円規模の対策を進めてこられました。

このような状況の中、政府は、本年6月に第1次国土強靭化実施中期計画を閣議決定し、令和8年度から令和12年度までの5年間で20兆を超える事業規模で、必要な国土強靭化の施策を集中的に実施することが決定されました。

県でも、平成29年に熊本県国土強靭化地域計画を策定し、熊本地震や令和2年7月豪雨の経験、さらには先月の豪雨災害を踏まえ、取組を進めてきているところだと思いますが、激甚化、頻発化

する災害から県民の命と財産を守るため、さらなる国土強靭化への取組が必要ではないかと思われます。

国の次期計画の関係予算をしっかりと確保し、対策を進めるに当たっては、これまでの現状分析、残された課題の抽出を踏まえ、今後の取組方針を明確にした県地域計画の改定が必要と考えられますが、その点も踏まえて、熊本県における強靭化のさらなる推進について、知事のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

[知事木村敬君登壇]

○知事(木村敬君) 吉田議員からの質問にお答え申し上げます。

8月10日からの大雨災害では、短時間のうちに局地的かつ同時多発的に土砂災害や河川の氾濫、内水氾濫が発生し、人的被害、住家被害のほか、道路や河川といった社会インフラ、そして農林水産業などに甚大な被害が生じました。

私も、発災直後に現場の被災状況を目の当たりにし、改めて自然災害の脅威を思い知らされたところでございます。県民の命を預かる知事として、災害に強い熊本の実現には、国や市町村、関係事業者と力を合わせて最優先で取り組まなければいけない課題だと考えております。

これまで、県は、ハード、ソフトの両面から強靭化に取り組んでまいりました。

ハード面では、国の防災・減災、国土強靭化に関する3か年緊急対策及び5か年加速化対策に基づき、国の支援を最大限活用して、河川改修や砂防堰堤の整備、道路ネットワークの構築に加え、農業水利施設の機能強化などの取組を進めてきました。

これまでに実施してきた河川改修や河道掘削などの取組により、河川水位を低減させるなど、被害の軽減に一定の効果を発揮したものと考えては

おります。

ソフト面では、令和2年7月豪雨の教訓から、令和3年以降、毎年、全45市町村参加による豪雨対応訓練を出水期までに実施しており、県、市町村及び関係機関の連携体制や情報共有システムの活用の練度を高めてまいりました。

今回の大雨においても、訓練で培った初動対応力を発揮しまして、警察や消防と一体となった被災者の救出や建設業者、電気通信事業者等と連携した、孤立状態の早期解消につながったものと考えております。

しかしながら、災害の激甚化に伴いまして、これまでの取組だけでは県民の安全、安心の確保が難しい状況ともなっており、国土強靭化の取組をこれまで以上に強力に推進しなければならないと考えております。

今般、国では、第1次国土強靭化実施中期計画が策定されたところでありますが、さらに、今年の水害も踏まえて、今年度中に、熊本県国土強靭化地域計画を改定したいと思っております。

今年度のこの改定に当たっては、今回の大雨など昨今の災害の経験から、近年、激甚化、頻発化する大雨災害等への対応、また、地理的条件を踏まえた対策、デジタル技術などの新技術の活用を特に考慮すべきであると考えております。

具体的には、大雨災害等への対応として、海岸、河川堤防、排水機場などの整備に加えて、上流域の治山対策、そしてまた、森林整備など、流域に関わるあらゆる関係者が連携して、流域全体の総合力で被害を軽減させる流域治水の取組をさらに推進してまいりたいと考えております。

また、地理的条件を踏まえた対策としては、今回の大雨により一時孤立状態となった天草地域において、やはりダブルネットワークの役割も果たす熊本天草幹線道路の整備の推進を改めて、さら

に取組を進めたいと思っております。

デジタル技術などの新技術の活用については、宇宙航空研究開発機構、いわゆるJAXAとの連携で、人工衛星から撮影した写真データを用いて、夜間でも瞬時に地震などの建物被害を推計できるプログラムの開発などにも取り組んでまいりたいと考えております。

災害に強い県土や地域をつくり、県民の命と暮らしを守るためにには、強靭化に向けた絶え間ない取組が必要でございます。

これからも、県全体の強靭化に向けて、国の支援も最大限活用しながら、ハード、ソフトの両面から全力で取り組み、災害に強い熊本の実現に尽力してまいります。

以上でございます。

〔吉田孝平君登壇〕

○吉田孝平君 木村知事には、今回の大雨災害後、すぐに現場に足を運んでいただきました。知事が答弁で言われたように、これまでハード、ソフトの両面から強靭化に取り組んでいたいたこともあり、一定の効果があったと私も感じられたところでございます。

ただ、今回の大雨というは記録的な大雨ということで、残念ながら防げなかったところもございます。今年度中に、熊本県国土強靭化地域計画を改定するとのことでございました。今回の大雨災害はもちろんのこと、これまでの災害の経験を踏まえて、さらに力を入れて取り組んでいただきたいというふうに思います。強靭化の取組はこれからも重要でございますので、何とぞよろしくお願ひいたします。

続いての質問に移りたいと思います。

令和7年8月10日からの大雨による農業関係被害への対応について質問させていただきます。

先ほどの質問でも言いましたが、今回の大雨で

は、県内各地で大きな被害が発生しており、私の地元である宇城地域でも大きな被害が発生しています。

農業関係では、トマト、イグサ、ショウガなどの農作物、さらには定植前の苗や農業機械、施設などが、浸水、土砂流入等により大きな被害を受けました。

特にトマトは、農業用ハウスが浸水し、これから定植、生産を始めようという矢先での被害となり、農業者は、水につかって苗が健康に育つのは厳しいかもしれない、今後新たな苗の確保が見通せず、今年1年間の収入が断たれるのではないかという大きな不安を抱えておられました。

また、トマトは、冬場のハウス栽培であるため、加温器も必要不可欠な施設ですが、その多くが浸水しました。加温器などは、能力にもよりますが、1台数百万円するのもあり、それを数台抱えている方もおられ、修繕や買換えが必要となれば、さらに大きな投資が必要となり、これも、今後の営農継続に向か、大きな不安材料となっています。

さらに、多くのイグサ農家においては、作業場が冠水し、出荷を目前に控えた畳表が泥水につかり、倉庫や製造中止となっているイグサ専用の機械などが被害を受けるなど、甚大な被害が発生しております。そのことにより、国産畳表の大部分が八代・宇城地域での生産でありますので、住宅の畳表の供給に加え、全国の仏閣や文化財などで使用される畳にも影響が出るのではないかと心配しております。

ショウガにおいても、国内2番目の生産地であり、その生産地が、八代、宇城、下益城と今回の災害に遭った地域であり、ショウガの農地は渓谷が適していることから、土砂災害、道路崩壊など

により、数日間農地にも行けない状況が続き、さらには、農地崩壊など大きな被害が起きております。まさに農業者の心は折れかかっている状態であり、何らかの支援がないと、完全に心が折れてしまい、離農してしまうことが危惧されると考えられます。

今回冠水被害が大きかった県内の干拓地域は、全国1位の生産量を誇るトマトをはじめ全国唯一の生産となっているイグサなど、本県農業の一大産地となっております。このような地域で離農が発生すると、食のみやこ熊本県の根幹を揺るがすのみならず、我が国の食料供給基地の一つが失われるという危機的な状況が発生することとなります。

また、農業は、食料の安定供給、環境保全、地域活性化などを担う、国の経済や社会にとって不可欠な本県の基幹産業ともなっています。今回の災害により農業が衰退すれば、地域の衰退、さらには熊本県の衰退にもつながりかねない状況であります。

このような本県農業の危機的状況に対し、県としてはどのような対応を講じていくのか、知事にお尋ねいたします。

[知事木村敬君登壇]

○知事(木村敬君) 農業関係被害への対応についてお答え申し上げます。

8月10日からの線状降水帯による記録的な大雨では、4名の貴い命が失われ、いまだ1名の方が行方不明となっております。また、9,000棟を超える住家被害や社会インフラ、産業基盤などにおける甚大な被害も発生しているところでございます。

中でも農業関係については、9月16日時点では77億円余の被害額となっておりまして、これは、令和2年7月豪雨における被害額を上回る規

模となっております。

このような事態を受け、発災直後の8月12日と21日には八代地域、8月19日には宇城地域の被災農家に、吉田議員とともに赴かせていただきまして、トマトやイグサ、ショウガなどの被害の実態を把握するとともに、農家の方々の生の声を私が直接お聞きさせていただきました。

この現地視察を踏まえて、被災された農家の方々が一日も早く営農を再開するためには、生産基盤の復旧と併せて、トマトなどの苗、そして農業機械を早急に確保することが必要であると、物すごく痛感いたしました。

そして、そのため、品目ごとにそれぞれ事情が違いますので、品目ごとにプロジェクトチームをつくりて対策の検討を進めまして、まずは営農再開に向けて緊急的に必要となる支援策につきまして、8月27日に、専決処分により予算を措置したところでございます。

また、8月28日には、県議会の先生方、また県選出国會議員の皆様とともに関係府省に緊急要望を行ったところでございます。

この結果、9月2日に、農林水産省から、農業被害に対する国の支援策が発表されました。これに伴いまして、先ほど申し上げた、既に県が専決処分を行った予算に市町村も協調していただくことで、被災した農業用機械については、再取得と修繕の費用、それぞれ7割の支援を実現することができました。また、トマトなどの代替苗の購入ですか、次期作に向けた消毒費用などについても5割の補助の支援が実現したところでございます。

また、そこで大事なんですが、さらに、イグサにつきましては、本県のイグサ産地が失われれば、我が国の畳文化そのものが消滅するという危機的な状況にあること、議員御指摘いただいたと

おりでございます。そしてまた、ほかの作物と比べて多くの専用の機械が必要であり、復旧に大きな負担が生じることから、明日、追加提案に向けて準備を進めています補正予算の中で、イグサ専用機械の再取得や修繕については、市町村と連携して補助率をさらにかさ上げするための予算措置を行う予定でございます。

これらの措置につきましては、9月16日から、市町村や農業団体に対して順次説明会を開催しております。今回の支援を活用して、被災した農家の方々が一日も早く営農を再開できるよう、時間的緊迫性を持って取り組んでいるところでございます。

私の目指します、県民みんなが安心して笑顔になれる熊本、そしてまた、食のみやこ熊本県、これを実現するためには、被災された農家の方々の不安を一日も早く払拭して、災害を乗り越えて、安心して営農を継続できる環境を整えることが必要不可欠でございます。

引き続き被災された農家の方々の声に丁寧に耳を傾けながら、今後の復旧、復興の過程で顕在化する様々な課題に対しても迅速かつ的確に対応して、一日も早い復旧、復興、そして、本県農業のさらなる発展に向けて全力で取り組んでまいります。

〔吉田孝平君登壇〕

○吉田孝平君 今回、農業被害に関しても、木村知事は、もうすぐに現場に来ていただきました。その中で、農家の方の声を直接聞いていただきました。知事が聞かれたように、作物はもちろんのことでございますが、農業機械が高額で、この先どうすればいいかと落胆されていた方もおられました。今回、農業用機械の再取得、さらには、これまでになかった修繕の支援もしていただくということで、農家の方も、負担はありますが、安心

されたと思います。

ただ、今回の修繕は、イグサ機械の再取得ができない機械があるということで、修繕の支援も追加されたというふうに聞いております。日本の伝統であるイグサ文化を残していくことは重要でありますので、イグサ機械の課題解消に向けてお考えいただくように、よろしくお願ひいたしたいと思います。

それでは、続いての質問に移ります。

豪雨災害を踏まえた宇城地域の道路整備についてお尋ねいたします。

災害に関連しまして、今度は、道路整備について質問させていただきます。

豪雨災害により、県内では、道路の冠水や土砂崩れ、橋梁の損壊などが発生し、通行止めや渋滞が多く箇所で発生しました。このような中、お盆休みなどで連休に入っていた建設業関係の皆様には、休みを返上し、復旧、復興に御尽力いただいたこと、改めてお礼申し上げたいと思います。

宇城市松橋町付近では、九州自動車道の松橋インターチェンジから八代インターチェンジ間が崩土により一時通行止め、それにより、迂回した車が国道3号に集中し、お盆の帰省なども重なり、これまでにないほどの交通渋滞が発生し、人流や物流、さらには災害復旧工事などにも支障が生じたと思われます。

また、美里町など中山間部では河川が増水し、県道三本松甲佐線や囲碁用線では河川に並行する区間で道路が大きく決壊し、生活道路が寸断されました。複数の集落が一時孤立状態となり、救援物資の輸送や避難活動などに支障が生じました。現在でも、一部の路線で迂回が必要な状況が続いている。美里町の道路の決壊や土砂崩れは、これまで同じような被害が何度も起きている状況であります。

さらに、宇土半島では、国道57号や国道266号が、道路冠水、崩土により交通が不通となりました。天草に通じる道路が一時通行できなくなり、先ほど言いました九州自動車道から帰省で天草に行く予定の車もあり、宇城市周辺の国道3号、57号、266号、全ての道路が大渋滞になりました。

一方、同じく主要幹線である国道324号が不通となった上天草市松島町では、熊本天草幹線道路の開通区間を利用し、救援物資の輸送などができたと聞いております。天草幹線道路は、地域間の連携の強化はもちろんのこと、災害時の能力向上に期待ができますので、早期の完成をさらに望むものとなりました。

近年、自然災害が激甚化、頻発化しています。今回の災害を踏まえ、災害発生に伴い生じる様々なリスクを考慮し、被害を最小化できる道路整備の重要性を改めて認識しました。

また、熊本県新広域道路交通計画では、宇城地域のリダンダンシー機能の確保が期待される構想路線として、八代海沿岸道路が位置づけられています。この構想路線である八代海沿岸道路の基本方針は、地域や拠点間を連携する道路ネットワークの形成、災害に強い道路ネットワークの形成とあります。今回の災害、また、これまでの災害を経験して、地元からすれば、構想路線でありますが、八代海沿岸道路の必要性が増したのではないかと考えられます。

以上のように、今回の豪雨災害では、様々な課題が浮かび上がってきたと思いますが、これらのこと踏まえ、宇城地域の道路整備の取組について、土木部長にお尋ねいたします。

〔土木部長菰田武志君登壇〕

○土木部長(菰田武志君) 豪雨災害を踏まえた宇城地域の道路整備についてお答えします。

先月10日からの大雨により、本地域において

は、市町村道を含め400か所を超える道路災害が発生し、議員御指摘のとおり、集落の孤立や国道3号をはじめとする幹線道路で渋滞が発生するなど、住民生活や経済活動に影響が生じました。集落の孤立は解消したものの、現在も、道路寸断などによる通行止めが続いている。

宇城市松橋町付近では、平常時においても南北方向の交通混雑が課題となっています。そのため、現在、国道3号と並行する県道において、全長約3キロメートルの新たなバイパス新設工事を進めているところです。今後、工事の進捗に合わせて部分供用を図るなど、南北方向の交通分散効果が早期に発揮されるよう、しっかりと取り組んでまいります。

また、県道囲砥用線では、今回の大雨で道路に隣接する河川の増水により、道路改良済みの区間においても大きな被害が発生しました。今回の災害を教訓に、単に元の形に戻すのではなく、道路のかさ上げや護岸の強化など、より災害に強い道路の整備を図ってまいります。

さらに、熊本天草幹線道路は、広域道路ネットワークを形成し、災害時には避難や支援活動に寄与する重要な路線です。今回、熊本天草幹線道路の供用区間がダブルネットワークの機能を発揮したことにも踏まえ、事業中区間のさらなる整備促進に取り組んでまいります。

また、広域的な役割が期待されることから、八代海沿岸道路などを構想路線に位置づけています。引き続き、県内の広域道路ネットワークの早期整備とともに、被災箇所の早期復旧と再度災害防止の観点を踏まえ、災害に強い道路整備に全力で取り組んでまいります。

〔吉田孝平君登壇〕

○吉田孝平君 今回の質問では、構想路線ではあります、八代海沿岸道路のことも質問の中に触

れさせていただきました。実際に優先すべき道路事情は十分に理解していますが、構想路線をいつかは事業化に進めていかなければいけないので、今回の大雨災害で必要だと認識しましたので、質問させていただきました。

また、美里町の、一般質問でも取り上げられていましたけれども、囲砥用線は同じような被害が4回目ということで、現状復旧ではなくて、さらに強化するような復旧をお願いしたいとございました。同じような被害が起きないように、改良復旧のほうをぜひお願いしたいというふうに思います。

それと、今回要望で伝えようと思いませんけれども、道路の縁石部分に、内側でございますが、今、泥が堆積してまして、なかなかそれを取るのが難しくなっております。前は道路清掃車が県には何台かあったという話を聞いておりますけれども、今、阿蘇のほうで、降灰対策で、小さい道路清掃車が1台あるというふうに聞いておりますけれども、今熊本市が5台保有しているということでございます。

私がきちょうめん過ぎるのか分かりませんけれども、縁石の内側が本当に、多分皆さん見ていたらと分かると思いますけれども、もう最近特に草が多くなっておりまして、やっぱり泥がたまることで草が生えてくることになっておりますので、ぜひ道路清掃車両を、高いと聞いておりますけれども、保有をしていただくようにお願いしたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移らさせていただきます。

今後のバス路線についてお尋ねいたします。

本年7月29日に、九州産交と産交バスから、松橋・宇土エリアの路線網を再編するとの発表がありました。10月1日から、宇城市松橋町の中心地

にある松橋営業所の閉鎖が発表されました。あわせて、松橋町、宇土市、熊本市を結ぶ路線の廃止も発表されました。

宇城市の中心であり、松橋にあるにぎわいの拠点でもあった松橋営業所が閉鎖されるに当たって、地域コミュニティーの今後を大変心配しています。

今回の営業所の閉鎖や路線の廃止の背景には、当然ながら、利用客の減少、収益の悪化、さらには乗務員の不足があるとは思いますが、60年にわたり続けてきた地域交通の拠点、そして、営業所周辺は交通の要衝でもあり、商業施設や病院、金融機関も集まった松橋町民、宇城市民のにぎわいの中心となっていた場所で、今回の報道を受けて、寂しい思いをしております。

ただ、冷静に考えると、乗客が数人しか乗っていない大型バスを継続して走らせるのは、持続可能な公共交通網の維持といった視点から見たとき、私も日頃から懸念はしておりました。

今では路線バスの利用客は大きく減少しており、県民の間でも路線バスを利用したいと思う方は少なくなっているのではないかと思われます。今後どのような移動手段が県民に最も望まれるのか、車を持ち、運転ができる人は、マイカーでの移動を一番好むのだと思いますが、マイカーがない人は、公共交通など、自家用車以外の何らかの手段を選ばないといけません。

そのような中、各地域の実態としては、路線バスが何らかの形で地域内を走っていて、一方で、路線バスを補完する形で乗合タクシーを導入している自治体が今や多いのではないかと思われます。市町村においては、バス路線が廃止された地域などで乗合タクシーなどのコミュニティー交通が導入されていますが、事前に予約が必要である場合が多く、移動範囲が限られているなどのデメ

リットもあります。

一方で、利用者からすると、バス停まで行ってバス停で待ち時間があるバスに比べると、乗合タクシーは自宅近くまで来てくれて、時間もある程度予約でき、待ち時間も少なく、利用しやすいと思われます。

移動範囲が限られた地域では、乗合タクシーなどの利用が重要ですが、路線バスが廃止されいくのも寂しく感じます。

宇城地域に限らず、近年は、県内各地域、さらには全国で路線バスの廃線が相次いでいる状況であります。国土交通省の交通政策白書によりますと、2023年度の全国路線バスの廃止距離は、2,496キロメートルに上り、前年度からすると、約1.5倍増加しているそうです。そのため、バス路線の廃止や減便により、公共交通を利用しにくい交通空白地域が発生する可能性があります。

松橋営業所は、今後、起終点及び窓口機能をJR松橋駅周辺へ移転し、熊本市内方面に向かう際には、鉄道とバスの乗換えを利用する交通手段になります。

九州産交と産交バスでは、路線網の再編に当たり、厳しい経営環境の中にあっても、地域内のアクセス向上や中高生の通学をサポートするために、松橋から宇土間の路線を数便程度確保するなど、最大限の対応をされていますが、このようにバス路線の廃止や減便が続くと、今後地域住民の移動がますます難しくなっていくのではないかでしょうか。

複数の自治体をまたぐような移動に対しては路線バスを運行させ、運行に対する何らかの支援が必要な場合は、例えば財政支援などをすることも考えなければいけないと思います。

そこで質問です。

現在のバスの運行の実態、運行に対する県の支

援はどのようにされているのか、今後課題解消のためにどのように取組を進めていかれるのか、企画振興部長にお尋ねいたします。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長(富永隼行君) まず、現在のバスの運行の実態と運行に対する県の支援についてお答えします。

路線バスなどの地域公共交通は、地域社会活動の基盤であり、誰もが利用できる環境づくりが必要です。しかし、議員御指摘のとおり、全国的な傾向と同様、本県においても、利用者の減少、運転士不足、燃料高騰などを背景に、路線バスの休廃止が相次いでいます。

10年前の平成27年度と令和6年度を比較すると、利用者数は、2,997万人から2,437万人に560万人減少、路線バスの運行に従事する運転士は、984人から772人に212人減少、走行距離は、3,249キロメートルから2,190キロメートルに1,059キロメートル減少、系統数は、600本から484本に116本減少しています。

このような状況を少しでも改善するため、県では、熊本県地域公共交通計画に基づき、路線バスの維持に係る財政支援を続けてまいりました。具体的には、複数市町村を運行する地域間幹線を維持するため、バス事業者に対し、国と協調して、運行で生じる欠損額の一部を補填する補助を行っています。令和6年度は、宇城市を通る松橋砥用線など35系統に対し、国と県による協調補助を行っています。

また、深刻な課題となっている運転士不足については、運転士の募集に係る広報や大型二種免許取得経費など、事業者が取り組む人材確保対策への支援を行っています。

次に、課題解消のための県の取組についてお答えします。

現行の県計画は今年度末で計画期間の満了を迎えることから、現在、令和8年度以降の新たな計画策定を進めています。次期計画では、人口減少が見込まれる中でも将来にわたって安定的かつ継続的に利用できる地域公共交通を目指すこととしています。

具体的には、複数市町村を運行する地域間幹線のバス路線は維持した上で、利用者が少ない市町村内で完結する路線バスについては、ダウンサイジングなどによる運行効率の向上や乗合タクシーなどのコミュニティー交通への転換を図るほか、教育、福祉、観光など多様な分野が連携した移動手段の確保を進めるなど、既成概念にとらわれない、あらゆる交通資源の有効活用も推進してまいります。

県としては、持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に向け、引き続きしっかりと取り組んでまいります。

〔吉田孝平君登壇〕

○吉田孝平君 路線バスの利用客が減少している中で、休廃止が相次いでいるのは致し方ないことだとは思いますが、ただ、今回は、宇城市の中心にある産交バスの松橋営業所の閉鎖が、地元の方たちからすれば、大変残念に思われているということでございます。

バス路線の廃止や減便が進んでいますが、地域の移動は、タクシーや乗合タクシーを利用されていますし、重要になってきておりますが、地方では、そのタクシー自体が運転士不足で減少している状況でございますので、答弁でありました持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に向け、さらなるお力添えをよろしくお願ひいたします。

それでは、続いての質問に移ります。

インクルーシブ教育の充実に向けた取組についてお尋ねいたします。

令和5年9月定例会の一般質問において、関連する質問、多様な学びの場の整備についてお尋ねいたしました。その中で、特別支援教育を受けている児童生徒数は、国の法改正等により特別支援教育が明確に位置づけられた平成19年度と令和5年度を比較すると、約3.4倍になっており、多様な学びの場の整備事業の取組、進捗状況を白石前教育長にお尋ねいたしました。教育長からは、誰一人取り残さない教育を実現するため、個々の児童生徒が最も適した学びの場で学ぶことができるよう、しっかりと取り組んでいくと答弁いただきました。

少子化により学齢期の児童生徒の数が減少する中、障害や特別支援教育に関する理解や認識の高まり等により、特別支援教育を必要とする児童生徒の数が増加しています。このような状況を踏まえ、令和4年9月の国連の障害者権利委員会の総括所見において、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶための環境の整備をはじめ、よりインクルーシブな社会の実現のため一層の充実を図ることが求められています。

私の地元宇城市には、3つの特別支援学校がございます。特に、知的障害の特別支援学校である松橋西支援学校では、平成23年の県立特別支援学校整備計画に基づき、これまで知的障害特別支援学校がなかった地域において、地域で学ぶ場の確保を図るため、平成23年度に甲佐高校の敷地内に高等部上益城分教室を開設されました。さらに、その後の整備計画である平成31年県立特別支援学校整備計画に基づき、令和5年度から、松橋高校の敷地内に高等部が移転しています。

その中でも、平成23年度から同じ敷地内の教育が進められている甲佐高校と松橋西支援学校高等部上益城分教室では、高校の生徒と特別支援学校の生徒が学校生活を共にする中で、両校の生徒

が、体育祭や文化祭などの学校行事で共に活動しながら、相互理解を深め、よい関係で学んでいると聞いております。私は、とてもよい取組だと思います。

このことは、知事のマニフェストにも掲げられているインクルーシブ教育の推進を図るものであり、県教育委員会の取組について、大いに期待しているところであります。

知事は、昨年12月にインクルーシブに関わる検討委員会を立ち上げられました。その中で、知事は、私自身、生まれつき左手に軽度な障害を持っているけれども、障害のある子もない子も、それぞれ可能性を最大限に引き出していくのが教育であり、また、究極の福祉だと思っているとお伝えされました。

そのような中、甲佐高校と松橋西支援学校において、文部科学省の指定を受け、今年度からインクルーシブ教育の研究に取り組んでいると聞いております。研究の目的は、交流及び共同学習の機会と内容を拡充する、授業を互いに受けられる仕組みをつくる、学びの質を高めるため一層の協力体制を築くとあります。

そこで、このインクルーシブな学校運営研究事業について、現在の進捗状況、そして今後の取組予定や県内の他校への広がりについて、2点を教育長にお尋ねいたします。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) まず、インクルーシブな学校運営研究事業の進捗状況についてお答えします。

議員御紹介のとおり、甲佐高校と松橋西支援学校高等部上益城分教室の生徒は、これまで、体育大会などの学校行事等を通して交流を重ね、お互いの理解を深めてまいりました。

本事業では、これまでの交流をさらに発展さ

せ、障害の有無にかかわらず、両校の生徒が可能な限り共に学ぶことを追求するため、どのような教育課程を編成できるのか、学習内容の調整、チームティーチング、教員配置といった指導体制等について実証的な研究を行っています。

本年5月には、本事業全般の企画運営や両校間の連絡調整、交流時の合理的配慮についての助言等を行うカリキュラムマネジャーを新たに任用し、現在、両校のリソースの確認や取組を進める上での課題の洗い出しを行ったところです。

次に、今後の取組予定と他校への広がりについてお答えします。

11月に開催予定の甲佐高校の文化祭において、共同の学習成果発表ができるよう、現在、互いの学校から意見を出し合い、芸術的な学習活動の実施に向け、検討を進めているところです。

また、同様に、高校の敷地内に特別支援学校高等部を設置している、芦北高校、岱志高校、松橋高校、天草拓心高校、鹿本商工高校の5校に、まずは本研究の取組内容を周知したいと考えています。そのことを通じて、高校が現在取り組んでいる交流活動のさらなる充実を図るとともに、高校と特別支援学校高等部に在籍している生徒が共に学ぶことができる学習環境づくりの充実に取り組んでまいります。

引き続き、障害の有無にかかわらず全ての子どもたちが学びたい場で学べるよう、現状と課題を検証しながら、本県におけるインクルーシブ教育の充実に向け、県教育委員会と学校が一体となって取組を進めてまいります。

〔吉田孝平君登壇〕

○吉田孝平君 インクルーシブな学校運営研究事業では、どのような教育課程を編成できるのか等の実証的な研究を現在行っていただいているということでございました。

私も、インクルーシブ教育は大変重要であり、進めていただきたいと思いますが、インクルーシブ教育を推進するには、やはり教員や学校の負担が増加し、特別な配慮や教材が不足するリソースの不足も課題とされておりますので、課題も解消しながら進めていただくようよろしくお願ひいたします。

それでは、続いての質問に移りたいと思います。

県産農林畜水産物等の輸出拡大についてお尋ねいたします。

今年の7月29日、「食のみやこ熊本県」創造推進ビジョンが策定されました。その中では、本県のポテンシャルを最大限活用し、関係者が一丸となって、農林畜水産物の高付加価値化や販路拡大、輸出拡大を推進していくとされています。また、今年の5月には、阿蘇くまもと空港に国際貨物の輸出入に関わる保税倉庫が新たに整備され、県産農林畜水産物など国際貨物の輸出入体制が強化され、空港の拠点性がさらに高まることが期待されています。

国が発表した2024年農林水産物・食品の輸出額では、対前年比プラス3.7%、533億円増加の1兆5,073億円となり、初めて1兆5,000億円を突破し、過去最高を記録しました。中国及び香港向が、水産物の輸入規制の影響を受け、大きく減少しましたが、中国及び香港以外の国、地域向けが大きく増加した結果だと思われます。

そのような中、先日、県では、令和6年度農林畜水産物等の輸出実績を公表されました。本県も、令和6年度の熊本県産農林畜水産物等の輸出額は、151億4,000万円と、昨年より29億円増加し、過去最高を更新しております。

輸出額の目標が140億円ですから、早くも達成したこと、私も、海外が農林畜水産物の販路と

して重要な市場であることを感じるとともに、日本の農産物が、海外の市場で、品質の高さや安全性などが評価されていることの表れであると思っています。

また、海外では、健康志向の高まりを受け、日本食レストランの増加、インバウンドによる日本食人気の高まり等を背景とした好調な外食需要のほか、事業者の販路拡大の取組等の進展が輸出増加の主な要因と思われます。

本県も、海外バイヤーの招聘、現地での「くまもとフェア」等の実施に加え、タイへのトップセールスや台湾の輸出に向けた総合支援を実施し、積極的に販路拡大に取り組んだと聞いております。

国においては、令和2年に、農林水産物のさらなる輸出拡大に向けて、輸出額の目標を設定し、2030年までに5兆円、中間目標としては、2025年までに2兆円と、この目標達成に向けて、農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略が策定されました。

一方、県では、昨年10月に新たに食のみやこ推進局が立ち上がり、高付加価値化や販路拡大、さらには輸出拡大と、海外での認知度向上に取り組むとしています。

農林畜水産物の生産は、気候変動や生産コスト高等の厳しい状況が続く中、販路拡大の取組は大変重要であると思われます。

私の住む宇城地域にも輸出に積極的に取り組む事業者があり、今後、このような動きが地域や県全体に広がるためには、県の支援も必要であると考えます。

今後、さらなる輸出の増加、販路拡大に向けて、どのように取り組んでいくのか、食のみやこ推進局長にお尋ねいたします。

〔理事間宮将大君登壇〕

○理事(間宮将大君) 国内で人口減少などによるマーケットの縮小が見込まれる一方、世界では、食関連市場の拡大が見込まれております。

こうした中、県では、海外ニーズを捉えた販路拡大と輸出事業者の裾野拡大、この2本柱で県産品の輸出拡大を推進してまいりました。

知事によるトップセールスや海外バイヤーの招聘などに取り組んできました結果、令和6年度の本県農林畜水産物の輸出額は、151億円となり、1年連続で過去最高を更新しております。

稼げる農林畜水産業の実現に向けて、今後、さらなる取組が必要であると考えており、本年7月に策定した「食のみやこ熊本県」創造推進ビジョンにおきましても、輸出拡大支援を重点項目と位置づけております。

引き続き、初めて輸出にチャレンジされる事業者から輸出額拡大などステップアップを目指される事業者まで、幅広く支援をしてまいります。

具体的な取組といたしまして、県内事業者においては、台湾向け輸出への関心が高まっておりますが、台湾では、日本と異なる成分表示や残留農薬基準のクリアが高い障壁となっております。このため、県では、事業者に対してこうした障壁解消に向けた留意点をしっかりと説明するなど、輸出の準備段階から商談機会の設定、その後のフォローアップまでパッケージで支援を行ってまいります。

また、現在、主要な輸出先となっております香港やシンガポールにおいては、国内のほかの産地との競争も激しくなっております。そして、米国関税をはじめ政治的な要素も含めたカントリーリスクを考えますと、限られた国、地域だけではなく、複数国に販路を分散していく必要があると認識しております。このため、東南アジアや中東など新規国に対する輸出の可能性を探るべく、テス

ト販売や国際認証の取得支援などを進めてまいりたいというふうに考えております。

次なる輸出目標200億円、この早期達成に向け、引き続き、関係機関と連携して取り組み、食のみやこ熊本県を世界に向けて発信してまいります。

〔吉田孝平君登壇〕

○吉田孝平君 理事が答弁で言われました台湾は、輸出障壁が高いため、事業者に対して、解消に向けた留意点の説明や商談機会の設定、商談後のフォローアップまでパッケージで支援していくだくということでございました。

国によっては、輸出の障壁がかなり高い国もあると聞いております。なかなか事業者だけでは難しいとの声も聞いておりますので、これからも引き続き御支援をよろしくお願ひいたします。

それでは、最後の質問に移りたいと思います。

県の海外事業の展開についてお尋ねいたします。

木村知事の就任以降、県は、より一層積極的に海外事業に取り組んでおられ、熊本も、いよいよ海外との交流が活性化してきたということを日々ひしひしと感じています。

昨年10月に実施された県の組織改正では、知事公室に国際・くまモン局、そして国際課が新設されました。当時の報道資料によれば、知事のリーダーシップの下、国際ビジネス戦略を強力に推進するため、外事や国際交流をはじめ、国際線振興、インバウンド誘致、外国人材受入れ等の全庁的な国際政策の司令塔の役割を担うとあります。

阿蘇くまもと空港へ就航している国際線の数は、本日時点で、6路線、週42便まで拡大し、また、昨年、県内に宿泊された外国人宿泊者数も延べ140万人以上と、過去最多を大幅に更新し、主な要因としては、円安やくまモンを活用したPR

活動、やはり半導体大手TSMCの進出によるビジネス客など、多くの方に熊本にお越しいただいている状況です。

このように、台湾をはじめとする東アジアとの交流はますます盛んになっていますが、私は、熊本のさらなる発展のため、東アジア以外との交流も増やしていくべきだと考えます。だからこそ、県が今後どのように海外との交流を拡大しようとしているのか、非常に関心を持っています。

特に東南アジアは、現在熊本との直行便こそ飛んでいませんが、東アジアに次いで距離が近く、若年人口の多い、活気にあふれた魅力的な国が多いように思います。県内の在留外国人数は、上位3位をベトナム、フィリピン、インドネシアが占め、農業、介護、建設業界を中心として東南アジア出身の技能実習生も多く、熊本にとって有力な市場ではないかと考えます。

そして、さらに技能実習制度に代わる育成労制度が2027年をめどに導入される予定であります。この制度は、外国人材の育成と確保に重点が置かれており、今後受入れ国の構成にも影響を与える可能性があると思われます。

また、県と友好関係にある都市や地域とのさらなる連携により、ほかにはない、熊本ならではの特色ある取組を進めることも、ぜひ検討いただきたいと思います。

一方で、限られたリソースの中で、全方位的に取り組んでいくには限界がありますので、国や地域ごとに強弱をつけて海外展開してはどうかと考えます。それには、まず、現地の市場の動向や法規制、競合状況などを調査していく必要があると思います。

そこで、知事公室に国際課が新設されて1年を迎えるに当たり、現在の海外事業の取組状況と、県が今後どのように事業を進めようとしている

のか、知事公室長にお尋ねいたします。

〔知事公室長深川元樹君登壇〕

○**知事公室長(深川元樹君)** 県の海外事業の取組状況と今後の展開についてお答えします。

TSMCの進出によって熊本の注目度が高まり、近年、各國大使館や民間企業、団体などから訪問依頼や相談が多く寄せられ、県庁全体で海外に関する案件が急速に増えています。

限られたリソースで最大の成果を生み出すには、県庁各部局が相互に連携し、事業、施策を取り組んでいくことが重要です。その旗振り役として、知事公室内に、国際課が昨年10月の組織改正で設置されました。

木村知事は、就任以降、台湾、中国、韓国などの東アジアや東南アジアへ、観光客や航空路線の誘致、県産品の販路拡大、外国人材の確保など、積極的なトップセールスを行っておられます。

7月には、知事がインドネシアを訪問し、県産品輸出の足がかりを構築したほか、インドネシア政府労働省と、人材受入れ促進に関して協力していくことで合意しました。県としては、今後、これまでの東アジアに加え、インドネシアを中心とした東南アジアを海外展開の重点地域として注力してまいります。

また、一昨年、国際交流促進覚書を締結したフランス・ディジョンメトロポールとは、本年4月に、大阪・関西万博において、共同プレゼンテーションを実施し、両自治体の関係強化を図りました。来月下旬には、食品販売、フランス文化の紹介、シンポジウムなどを熊本で行うディジョン・ブルゴーニュウィークを予定するなど、活動に新たな広がりが生まれています。

こうした取組は、部局横断での企画、調整が必要なため、全序的な組織として、海外戦略推進実務者会議を新たに設置しました。8月には、知

事、副知事を交えて、地域、領域ごとの事業展開の方向性について議論したところです。

また、県や民間事業者が現地でスムーズに展開していくには、現地事情に精通した海外事務所の役割も重要です。海外事務所が持つ人脈やノウハウを最大限活用していきたいと思います。

海外との交流がより一層拡大することが見込まれる中、こうした全序的な会議や海外事務所を効果的に運営し、東アジアと東南アジアを中心に、県庁全体で積極的に海外事業を展開してまいります。

〔吉田孝平君登壇〕

○**吉田孝平君** TSMCの進出は、やっぱり海外との交流や事業展開の大きなチャンスが来ていると思われます。国際課が設置され、さらには、知事がトップセールスしていただいておりますので、さらなる事業展開、国との交流に推進していくようにお願いいたします。

ただ、技能実習生の出身国も少しずつ変わっておりままでので、その辺りも参考にしていただくようにお願いいたします。

これで全ての質問が終わりました。

本日、8月の大震災に関する質問をさせていただきました。県民の皆様が安心、安全に暮らしていけるように、早期の復旧、復興に御尽力いただきますようよろしくお願ひ申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

御清聴、誠にありがとうございました。（拍手）

○**議長(高野洋介君)** この際、5分間休憩いたします。

午前10時58分休憩

午前11時9分開議

○**議長(高野洋介君)** 休憩前に引き続き会議を開きます。

岩中伸司君。

〔岩中伸司君登壇〕（拍手）

○岩中伸司君 おはようございます。新社会党・岩中伸司でございます。荒尾市選挙区でございます。久しぶりのまた質問で、皆さん方にはお聞き苦しい点も多々あるかと思いますけれども、しばらくの辛抱をよろしくお願ひしておきたいというふうに思います。

そして、ずっとこの議会でも話が出ていますけれども、8月10日、11日の大変な災害について、お亡くなりになった方に心からお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆さんが、今も、この夏の暑い時期に、一生懸命頑張って復旧作業されていることに心から敬意を表したいというふうに思います。一日も早い復旧できますように心から祈念申し上げておきたいというふうに思います。

それでは、早速質問に入っていきます。

まず、長射程ミサイルの健軍駐屯地への配備についてお尋ねをいたします。

防衛相が、8月29日、有事の際の反撃能力、敵基地攻撃能力となる長射程ミサイルを熊本市東区の陸上自衛隊健軍駐屯地に配備すると発表しました。配備先は、健軍を含めた全国6か所の基地や駐屯地となるとのことです。

現在も世界中で戦争が続いている、長期間にわたる内戦や外国の介入が要因となり、多くの避難民を生み出し、多数の犠牲者を出しています。

日本は、敗戦後、1946年11月3日に日本国憲法を公布し、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の3つの基本原則を明らかにしています。二度と戦争を起こしてはならないと、憲法9条で戦争の放棄を明確にしています。9条1項では、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による

威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」そして、第2項で、「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」としています。

しかし、現在、この憲法が守られていない現状を強く感じています。平和憲法があるにもかかわらず、この10年ほどの政治の動きは、平和とは逆行の方向に進んでいます。

振り返ってみれば、安倍内閣が閣議決定で集団的自衛権の行使を容認したのが2014年7月で、日本が武力攻撃を受けていなくても、同盟国など密接な関係にある第三国が攻撃された際に、共同して武力攻撃を阻止、反撃する国際法上の権利を、国民の命と平和な暮らしを守るためにとして、限定的な集団的自衛権の行使を容認しました。

2015年4月には、日米新ガイドラインがつくられ、米軍と自衛隊の幅広い共同対処が可能になっています。

安倍政権が、新たな安保戦略として、敵基地攻撃能力について議論するという方針を示したのは2020年。2022年には、岸田政権によって長射程ミサイルの保有を明記した安保3文書が閣議決定されています。

それと軌を一にして、台湾有事が焦点となり、台湾で開かれたシンポジウムにオンライン参加の安倍元首相が、2021年12月1日に、台湾有事は日本有事であり、日米同盟の有事でもあると発言しています。

同月に、マスコミが、自衛隊と米軍は台湾有事を想定し、共同作戦計画の原案を作成した、米軍は、奄美大島、宮古島を含む南西諸島に臨時の攻撃拠点を置く、それが実行されると、住民が戦闘に巻き込まれる可能性が高いと報道しています。

自衛隊と米軍との軍事的一体化が進むことによ

り、日本が戦争の当事者となれば、日本の本土に住んでいる住民が戦争に巻き込まれることになります。日本は、80年間戦争をしていなくて、憲法では戦争をしないと明言しているにもかかわらず、戦争をするような国になっています。

このような過去の経緯も踏まえた上で、今回の長射程ミサイルの健軍駐屯地への配備について、強く反対をし、阻止すべきです。配備の決定に際して、地元住民への十分な説明の機会もなく、不安を感じている住民の方も多いのではないかでしょうか。

そこでお尋ねします。

県民の安全、安心の確保、住民の不安の払拭についてどのようにお考えか、木村知事の見解を伺います。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 岩中議員から、長射程ミサイルの配備について御質問いただきました。

この御質問は、代表質問の3つの会派全てと、昨日、岩田議員からもいただいておりますので、答弁、重複せざるを得ないことは御容赦ください。

私は、国による積極的な外交の展開により、平和で安定した国際社会が実現されることを切望しております。今回のスタンドオフミサイルの整備計画も含めた防衛力強化の取組は、こうした外交を展開する裏づけとなるものとして、国や国会において、これまで議論がなされ、結論が出たものでございます。

一方で、健軍駐屯地にスタンドオフミサイルが配備されることに不安を感じておられる県民もおられます。そのため、私は国へ、県民に対して分かりやすく丁寧な説明を行うことや、訓練などにおける安全対策、住民生活に配慮した取組の実施を強く要望いたしました。

九州防衛局からは、部隊は、状況に応じて平素の配備先から必要な場所に移動して任務に当たることになるため、特定の場所への配備をもって、その場所で運用することになるわけではないとの説明を受けたところでございます。

また、訓練などにおける安全対策や住民生活への配慮については、地元住民の皆様に危険が及ばないよう適切に実施するなど、引き続き安全対策に万全を期していくと説明されています。

さらに、九州防衛局は、本県からの要望も踏まえ、速やかにスタンドオフミサイル配備についての相談窓口の設置やQ&Aのホームページ掲載などの対応をしていただいたところでございます。

今後とも、訓練などにおける安全対策や住民生活への配慮、県民の不安に対応するため、様々な手段を活用して、県民に分かりやすく丁寧な説明を行ってもらうよう、引き続き国に要望してまいります。

〔岩中伸司君登壇〕

○岩中伸司君 知事より答弁をいただきました。

冒頭、答弁をされた国による積極的な外交の展開で、そのことで、平和で安定した国際社会をやっぱり実現していく、そのことをしっかりと自分は考えているということで、冒頭はそういうことでしたけれども、その後は、この基地については、そのまま認めていくというような認識ですが、ただ、最初に知事が言われた言葉は、本当の意味で、外交の展開でお互いに話合いの中で、外交の中身に今は軍備が入っているんですね。この軍備を入れない外交、本当の意味での人間と人間の接し方が、やっぱり平和をつくっていくというふうに思いますので、ぜひその方向を示してもらいたいというふうに思います。

知事の腹の底は、そういうところがあるなということを感じましたので、少しほっとしました

が、そうじゃない勢力の方がいっぱいいらっしゃいますから、そこにも負けないように頑張っていかなければいけない。とにかく、戦争は二度としてはならない。

で、毎日のようにガザ地区のこの戦闘でミサイルでやられて、それはウクライナもそうです。世界中そういうところが増えてます。ガザ地区では、もう映像を見るだけでぞっとする。子供たちも、もう骨と皮だけになるような体になっているし、もう命が毎日のように奪われていっている。これをやっぱり絶対やめさせていく、そういう私たちの運動をつくり上げていかなければならぬな、このように思います。

いろんなことがあってもこの戦争だけは絶対にやらないという決意を、知事も、腹の中だけでなくて表にして、戦争だけは、絶対武器を持たないという憲法の精神をしっかりとやっぱり持っていくということが必要ではないかなというふうに思います。

この問題については、熊本の市民も県民も、中にはいろんな人もいますけれども、本当は心配で仕方がないんではないかな。

で、昨日やったですかね、西議員の代表質問の中で、宮古島へ行って、宮古島は、その住民が1万2,000人、この九州・熊本へ避難をするという想定のやつが、武力攻撃があった場合に、そういう想定がされた図面が書かれながら、そういう説明会もあってるそうです。

で、その住民の人たちと話をしてきたというのを、この代表質問の中で言われてましたけれども、その言葉は、住民の人たちも説明会に来て聞いていて、熊本へ行くなら、この健軍のミサイルの話をしたところが、そしたら熊本へ行っても避難にはならないのではないか、確かに、そうではないかというふうに思います。私も、宮古島へ

行って話を聞きたいという気持ちを、昨日そういうのは受けたんですけども、ぜひ皆さん方も、いろんな問題があっても、やっぱり戦争につながる政策については、やっぱりストップをかけていくように、ぜひお願ひをしたいというふうに思います。（発言する者あり）一緒に頑張りましょうよ、一緒に。

そういうことを、政党は、私は新社会党という党ですけれども、自民党の皆さんも気持ちは一緒だと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、次の質間に移らせていただきます。
川辺川ダム建設についてお尋ねをいたします。

これも、もう多くの方が質問されていますけれども、よろしくお願ひします。

川辺川ダム建設計画が発表されて59年が経過しています。しかし、ダム建設に反対する声が強く、現在までダム本体工事に着工していません。漁業者や流域住民をはじめダム建設反対の声が強く、事業を進められないのが現状だと思います。

川辺川に関する住民討論集会が、2001年から2003年まで9回開催され、2008年には蒲島前知事がダム反対を表明しています。しかし、2020年7月の球磨川豪雨災害後、蒲島前知事が流水型の川辺川ダムの建設を国に要望しました。

昨年、9月議会の一般質問で、私は、全国の流水型ダムでは、アユなどが激減し、濁りが長期化するようになり、上流や下流に土砂が堆積し、雑草が生え、生態系も景観も大きく変わっている。

2020年7月の球磨川豪雨災害は、山田川など球磨川支流の氾濫が午前6時頃から始まり、午前6時半から午前7時過ぎにピークに達した。人吉市で亡くなられた20名の方々は、全て支流氾濫によるもので、亡くなれた時間は、午前7時から8時と推定をされている。これは、球磨川本流がピーク流量に達する午前10時より2時間前になると

主張をしましたが、これに対する知事の答弁は、私の見解とは異なるものでした。

それから1年、川辺川の流水型ダム計画をめぐり、9月5日、6日に、国交省が人吉市で公聴会を開きました。この公聴会は、国土交通大臣が事業認定の可否を判断する際の参考とするもので、ダム計画が認定されれば、建設に必要な土地等の収用が可能となり、その点において重要な意見聴取の機会です。

公聴会では、28人が意見を述べ、このうち22人が反対、6人が賛成の立場で意見が述べられ、熊本豪雨で多数の犠牲者がいたのは、支流の氾濫が大きな原因だとか、国は球磨川洪水の原因を住民と共同で検証すべきという意見もあったと報道されています。

ダム建設について疑問や、水質や安全の確保について懸念を持っている住民も多く、国も県も多様な意見を丁寧に聆いてほしいと思います。

このようなことを踏まえ、私は、川辺川ダム建設は中止すべきだと思いますが、木村知事の見解を伺います。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 川辺川における新たな流水型ダム建設についてお答え申し上げます。

まず、ダム建設反対の声が強く、事業を進められないのが現状との議員の御発言がございましたので、ダム事業の進捗状況について御説明申し上げます。

流水型ダム建設に必要な用地に関しましては、令和7年4月末時点で、国において、99%を取得しております。未取得の用地についても、任意での取得に向けて丁寧に協議が進められております。

なお、家屋移転が必要な549世帯については、全て世帯の移転が完了しております。

また、今月11日には、球磨川漁協臨時総会において、ダム建設に伴う漁業補償契約案が可決されました。このことは、一日も早い球磨川流域の安全、安心の確保に向け、大きな一歩であると受け止めております。

このように、国は、令和9年度のダム本体基礎掘削工事の着手に向けて、関係者の理解を得ながら、事業が進められているのが現状でございます。

次に、昨年9月定例会でもお答えした土砂の堆積や支川、議員は支流とおっしゃられましたが、支川の氾濫についてもお答え申し上げます。

流水型ダムにおける土砂の堆積については、昨年度お答えいたしましたダム本体構造や洪水調整の操作ルールの工夫によって、ダム建設前後で大きな差は生じないと予測しております。

また、支川の氾濫については、国や流域市町村とともに設置した検証委員会において、球磨川本川の水位の上昇によって支川の水が本川に流れにくくなつたことで、支川の水位が上昇し、本川と支川の合流部付近の人吉市街部で大規模な氾濫が発生したことを科学的、客観的に検証しました。

川辺川の新たな流水型ダムで洪水を一時的にため、球磨川へ流れ込む洪水の量を減らすことが本川の水位を下げ、下流の氾濫を防ぐために有効であることは、これまでにお答えしたとおりでございます。

ダム建設について、このほかにも疑問や御懸念をお持ちの方がおられるることは十分承知しております。実施事業主体である国においては、引き続き丁寧に説明を尽くしていただきたいと考えておりますし、県としても、引き続き、新たな流水型ダムの事業の方向性、進捗を確認しながら、県民の皆様の理解がさらに深まるよう、丁寧に説明を続けてまいりたいと考えております。

私は、新たな流水型ダムの整備、そして遊水地の活用、森林の整備、避難体制の強化など、それらに総合的に取り組む緑の流域治水を推進することが、球磨川流域の安全、安心の実現につながると考えております。

このため、昨年と同様のお答えでございますけれども、新たな流水型ダムの建設中止を求めることはいたしません。

むしろ、本県を襲った先月の豪雨災害など、現在のこの気候変動の影響によります近年の災害の激甚化、頻発化を鑑みますと、国には早期にダム本体工事に着手いただくとともに、目標である令和17年度の完成はもとより、可能な限り工期短縮に努め、一日も早い県民の安心、安全の実現に向け事業を進めていただくよう強く求めていきたいと考えております。

今後とも、国や流域市町村と一体となって、流域全体の総合力で、新たな流水型ダムを含む緑の流域治水を着実に推進してまいります。

〔岩中伸司君登壇〕

○岩中伸司君 新たな緑の流域治水をやっぱり求めていくというお話をございました。

川辺川ダム周辺の住民の人々の思いは、川についてどうなのか、それをある情報で入ったんですが、一番にやってほしいのは護岸工事だそうですね。2番目が河川改修、3番目が河川掘削、4番目がダムの建設……(発言する者あり)そういうことを、全部そうですが、順番に行けばそういうことということで、住民の人々はそういう思いがあります。

私も、この前、あの川辺川ダム建設地、現地へちょっと行つきましたけれども、非常に緑が茂つていいところで、かなり——しかし、地元の人には聞けば、西議員がおっしゃったように、地盤に心配をされている方もいらっしゃいますし、もつ

ともっと——それは、かなり科学的な調査をされているという知事の答弁が昨日ございましたけれども、やっぱり慎重にやっていかなければ、あの川に——そして、それから10キロも湛水やって、やっぱり崩れていく可能性もあるし、ダムというのは非常にある意味では危なくなっているので、全国的にダム建設が今は少なくなっているんじゃないかというふうに思うんですね。私は、そういうふうな思いを持っています。

ですから、この川辺川ダムは、緑の流水ダムというきれいごとで蒲島知事が始めたんですけども、あの蒲島さんが何でああいうこと言うのかなというような思いを持つんですが、そうじゃなくて、美しい緑をダムを造って守れるはずはない、流水型でもですね。

全国の流水型のダムでは、先ほど紹介しましたように、やっぱり濁ったところも多いし、大変、きれいな流水にはならないことがありますので、ぜひそこら辺も検討を加えながら今後の進め方をお願いしたいというふうに思います。

それでは、水俣病住民健康調査についてお尋ねをいたします。

これも、もう多くの人が質問されていますけれども、ダブる面は多いと思いますが、よろしくお願いします。

水俣病の公式確認は1956年5月1日で、既に69年を過ぎています。来年70年になるということで、チッソ水俣工場でアセトアルデヒドの生産が始まったのが1932年、それから1968年に製造が停止されるまで36年間、メチル水銀を含んだ廃液が何の処理もされずに水俣湾に流されていました。

水俣病は、水俣湾産の魚介類を長期かつ大量に摂取したことによって起こった中毒性の神経系疾患です。しかし、オンラインの映像学習サービスで、水俣病は遺伝すると誤った情報が配信されて

いたことが明らかになったほか、県内の自治体が作成したカレンダーに水俣病などの感染症と記載されるなど、いまだに水俣病に対する誤解があることに驚きと強い怒りを感じます。

私は、一日も早く水俣病の問題を解決するためには、正しい情報の発信や啓発を行うこと、そして水俣病の被害に遭われた方を救うこと、この両方が大事だと思っています。

昨年9月議会の私の質問に対して、健康調査については、2年以内に確実に実施されるよう、引き続き、国が進める調査の在り方を検討、内容を注視し、必要な協力をしていくと答弁されています。

しかし、不知火海沿岸の住民健康調査は、具体的な進展がないように思われます。住民健康調査について、国は、次年度から調査開始に向けた予算要求を行っているようですが、水俣病問題の解決に向けて、健康調査の進捗状況と県としてどのような形で協力していくのか、環境生活部長にお尋ねをします。

〔環境生活部長清田克弘君登壇〕

○環境生活部長（清田克弘君） まず、健康調査の進捗状況についてお答えします。

健康調査については、特措法に、国が実施し、県はそれに協力すること、国が、調査研究の実施のため、手法の開発を図ることが明記されています。

国では、昨年7月に、環境大臣が遅くとも2年以内をめどに開始すると表明され、その後、12月に、新たにメチル水銀による健康影響にかかる疫学調査の在り方に関する検討会を立ち上げました。

この検討会において、具体的な調査手法の検討が行われましたが、あわせて、本格的な調査の前に、まずはフィージビリティ調査、いわゆる実

施可能性調査の必要性が提言されました。

この調査は、対象者の抽出や参加状況等の確認を行うとともに、実際に医師による診察や検査を行い、計画どおりに調査が実施可能なのか検証するためのものです。

環境省によると、今年度は40人を対象に実施可能性調査を実施し、来年度から本格調査につなげていく予定と伺っています。

議員御指摘のとおり、国の概算要求において本格調査の予算が計上されており、来年度からの確実な実施に向けての財源確保の取組も進んでいます。

次に、健康調査に対する県の協力についてお答えします。

県は、これまで、国に対して健康調査に向けた取組の加速化を要望するとともに、地域住民に受け入れられるような客観性、納得性の高い調査の実施を求めてきました。

そのため、県としても、まずは実施可能性調査の着実な実施に協力するとともに、その検証結果等を踏まえた本格調査が円滑に実施されるよう、引き続き国に要望するとともに、必要な協力をやってまいります。

〔岩中伸司君登壇〕

○岩中伸司君 部長から答弁をいただきました。

現在行われていることをさらにこれから一步前へ進んでいくこと、それと、国としても、来年度のこの水俣病に関する予算は大きくしていって、この改善のために頑張っていくという表明がなされているところです。ですから、この健康調査の問題については、順調に行くかなというふうな気持ちでいるわけですけれども、これまでの経過を見れば、かなり厳しいな。

で、国も、今回、来年度から110億円の予算を計上しながら対策を進めていくということですけ

れども、しっかり見守っていかなければならぬ、このように思います。

調査の具体的な問題については、昨日、西議員の質問の中にもう本当に詳しく質問されています。これから執行部も、これは国の事業、国が進めることですけれども、それに対して県も協力をする、その前提は、やっぱり水俣、芦北、この住民の、県民の人たちがやはり苦しんできたということもありますので、ぜひ県も、主体性を發揮しながら国に協力をすることの大前提是すけれども、ぜひそのことを上回るような県の独自のいろんな施策も考えながら進めていただきたい、このように思います。

ぜひ、もうかなり年数もたっています。もう戦後80年ですけれども、来年は水俣病も風化して70年くらいになるんですかね。とにかく日にちがたつばかりですので、早めに、苦しんでいる方も今もいらっしゃいますので、よろしくお願ひをしておきます。

続いて、4つ目の不登校の問題についてお尋ねをいたします。

不登校の現状と対策についてお尋ねをいたします。

小中学校の児童生徒の数は、全国的に減少し続けています。しかし、文部科学省が行った調査によると、全国の小中学校の不登校児童生徒数は、2013年度から11年連続で増加しており、2023年度は、過去最高の34万6,482人となっています。

熊本県も、全国の傾向と同じように、2013年度から11年間、毎年不登校児童生徒数は増え続けており、2023年度の本県の小中学校の不登校児童生徒は5,848人と、過去最高を示しています。

全国的に不登校児童生徒の増加の背景としては、児童生徒の休養の必要性や不登校児童生徒の状況に応じた学校以外の場も含めた学習活動への

理解の浸透による保護者の学校に対する意識の変化、コロナ禍の影響による登校の意欲の低下、特別な配慮を必要とする児童生徒に対する指導への課題などが挙げられています。

このような現状を解決するためには、不登校児童生徒等の個々の状況に応じた支援が必要であり、国においては、文部科学省が、次年度から新たな事業を実施するほか、こども家庭庁と連携した取組を行うと伺っています。

不登校以外の問題、例えば、いじめ対策等とも併せ、地域や家庭などと連携した取組が必要と考えます。

県の不登校対策においても、不登校児童生徒一人一人の状況に応じて、学校内外の専門機関と連携した対応を行い、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的自立を目指していくよう支援するとされて、児童生徒の状況に応じた具体的な支援策が掲げられています。そして、解決が難しい問題であるがゆえに、児童生徒だけでなく、保護者はじめ家庭、そして多忙や長時間労働などの課題を抱える教員の問題など、それぞれの立場に対する適切な支援が必要ではないでしょうか。

そこでお尋ねをいたします。

不登校児童生徒が増え続けている要因は何なのか、また、そうした要因を踏まえた上で不登校児童生徒などに関する課題にどのように取り組んでいくのか、教育長に伺います。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) 不登校児童生徒が増え続けている要因と今後の取組についてお答えします。

不登校児童生徒数は、全国的に年々増え続け、本県においても11年連続で増加しています。令和5年度文部科学省調査結果によると、不登校の要因は、学校生活にやる気が出ない、不安・抑鬱、

生活のリズムの不調、学業の不振、友人関係をめぐる問題など多岐にわたっており、これらの要因が複雑に絡み合っているものと考えています。

私の40年にわたる教員生活を振り返ると、向き合ってきた不登校児童生徒の置かれた状態、保護者の考え方も千差万別ではあるものの、不登校状態を解決するために、もっと効果的な対応ができなかつたのかとじくじたる思いを持っています。

不登校は、要因が分かりにくく、かつ複合的であり、誰にでも起こり得ることであると言われています。仮に不登校になったとしても、小中高等学校、生涯を通じて、学びたいと思ったときに多様な学びにつなげていくことがむしろ重要であると考えています。

このようなことを踏まえ、県教育委員会では、昨年度から、外部有識者をはじめ不登校児童生徒親の会の代表やフリースクール等の民間施設関係者などから成る協力者会議を開催し、不登校児童生徒の背景等のさらなる理解促進や今後の支援策等について検討を進めているところです。

引き続き、協力者会議での議論の状況等を踏まえ、不登校児童生徒やその保護者に寄り添いながら社会的自立に向けて必要な支援を進めてまいります。

〔岩中伸司君登壇〕

○岩中伸司君 教育長から答弁をいただきました。

不登校生徒は、先ほど申しましたように確実に増えている現状ですが、非常に多岐にわたる理由があつて非常に難しいということで、県教育委員会としては、外部有識者をはじめ不登校児童生徒親の会代表等々で、いろんな組織をつくりながら、不登校対策を進めていくとの答弁でした。

不登校児童生徒の背景は、非常に難しい問題が

あるというふうに思います。友達同士の問題もあるだろうし、家庭の問題、それから自分自身の学校に対するいろんな思いがあるのではないか、複雑であるということには間違いないと思います。

ぜひ、こういう中でも、最近、一番私が思うのは、子供だけの問題でなくて、大人の社会が、人と人のつながりがもう少なくなっている、深まらなくなっている。それが子供にも影響している部分があるのではないか、このような思いをします。

最近、皆さん方もそうだと思いますけれども、隣近所のいろんな住民のつながりの組織がなくなっているし、子供会やPTAとか、そういう組織もなくなっているところもあります。もっとやっぱり人が人としてつながりをつくっていかなければ、子供たちの不登校もやっぱり増えてくるのではないか、このような思いです。

専門的にこれから検討会を進めていかれるということですので、そういうことを通じながら、ぜひ、子供たち少なくなっているんですが、不登校は増えているということですので、この改善をしていく努力を私たちも含めてやっていかなければならぬのではないか、このように思っているところです。

ぜひ、教育長を中心に、学校も、学校の先生方のいろんな労働条件等もあるというふうに思いますけれども、それをカバーする組織づくりをやりながら、ぜひこの不登校問題についても解決をしていていただきたい、このように思うところです。

続いて、県庁舎の冷房について、これは私も何回か質問をいたしましたけれども、よろしくお願ひをします。

ここ数年、暑さが厳しくなっておりますが、今

年の夏も暑い日が続きました。気象庁によると、今年の夏、6月から8月の全国の平均気温は、平年より2.36度高く、統計のある1898年以降最も暑かったとのことで、異常な高温と説明しています。

熊本市も同様で、8月の気温で、最高気温が35度を超えた、いわゆる猛暑日は13日もありました。これだけ暑いと、室内にいても熱中症となるリスクがあるため、最近では、国も冷房を適切に使用することを推奨しています。

県庁舎内も、熱中症の心配なく、働きやすい職場環境にしなければなりません。しかし、庁舎内の現状は、働きやすい職場環境とはとても言えないほど暑さを強く感じました。各部署では、ほとんどの机の上に卓上扇風機が置かれており、地下1階の事務室には、家庭で使われる通常の扇風機が数多く置かれ、エアコンが故障して使えないのかと疑うような部屋もあります。庁舎の廊下は、エアコンの機械の音は大きく聞こえますが、通路は、暑さを強く感じ、来庁者も、暑さで不快な思いをされることでしょう。

来庁者が暑さで不快にならないために、各職員の健康管理の面でも、県庁舎の冷房温度や湿度管理などが必要と考えますが、県としての対応について、総務部長に伺います。

〔総務部長千田真寿君登壇〕

○総務部長(千田真寿君) 県庁舎の冷房については、これまでも温室効果ガス排出削減の推進を図りつつ、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく冷房温度である28度以下になるよう、冷房運転を行う期間、時間の拡大や職員がモニタリングを行いながら吹き出し口の温度や風量を調整するなど、様々な取組を行ってきたところです。

しかしながら、年々厳しくなる猛暑に対応する

ため、今年度から新たに4つの取組を進めています。

1点目は、冷房運転の基準の見直しです。判断基準としている不快指数について、国の取扱いに合わせ、冷房運転を開始する基準を77から75に見直しました。

2点目は、運転期間の見直しです。これまで、7月1日から9月15日を基準に、その前後1か月と定めていた冷房運転期間について、前後1か月にとらわれることなく、不快指数によって判断することといたしました。

3点目は、運転時間の弾力化です。朝夕の時差出勤の拡大や熱中症リスクの低減に対応するため、不快指数に加え、環境省が示す暑さ指数も参考にしながら、冷房運転時間の延長等を行っています。

4点目は、事前準備の取組です。県庁舎では、建物の構造上、冷房設備の稼働から室温が下がるまでに時間がかかることから、気温や湿度等の予測を参考に、前日の夕方までに翌日の冷房運転の要否や開始時間等をあらかじめ決定することとしました。設備を操作する職員の勤務時間を調整し、早めに冷房運転を開始することで、冷房効果が早く現れるよう改善を図りました。

これらに加え、構造上冷房が効きにくい渡り廊下への遮熱塗料の塗布や時間外勤務用に冷房運転を延長する会議室の供用のほか、引き続きノーケータイやポロシャツの着用等、TPOに応じた職員の服装の軽装化も奨励しています。

また、8月10日からの大雨では、閉庁日や夜間等に冷房を運転するなど、災害等に係る勤務状況に合わせた対応も行っているところです。

県としては、来庁者への配慮や職員の執務環境の確保とともに、温室効果ガス対策とのバランスを図りながら、引き続き、冷房運転の適切かつ柔

軟な運用に取り組んでまいります。

〔岩中伸司君登壇〕

○岩中伸司君 冷房運転について、部長から答弁をいただきました。

確かに、具体的に、それぞれ冷房運転の基準の見直し、それから運転期間の見直し、こういう努力はされていますが、いろいろ説明があったので、改善されているなというふうな思いですけれども、一つ、私は、実際に庁舎内を回ってみて一番思うのは、やっぱり今年の夏でも、暑さがひどかったし、それと、この前は、8時半から本当は空調が入るんだけれども、入らなかつたと職員の方からお話を聞いたこともあります。

ですから、ぜひ、28度設定も、これは以前からずっと28度設定が言われていますけれども、冷房の吹き出し口が28度では、室内はもっともっと高くなっていくというふうに思います。温度が高くなるんですね。ですから、吹き出し口が28度設定ということではなくて、実際仕事をやる場所、机の上、こういうところが28度になっていかなければならぬというふうに思うんです。

廊下を歩いても、一番廊下で暑いのは本館から新館に渡る廊下、もうとにかく暑くて、行ったことある方いらっしゃいますかね。もうとにかく暑いです。ここは、両側にカーテン、日光を遮る装置をずっとつけていただいているけれども、少しは改善をされています。しかし、やっぱりそれでも職員の方は、非常に夏場の仕事は大変なようです。私は、職員の人からは嫌われるほうですけれども、この暑さだけはどがんかしてくださいというふうなことで、今度の議会、楽しみにしていますとか、そういうことを言われるんですね。

ぜひ、部長は丁寧な説明で、これを改善していくという幾つかの問題についても、それから、服装についてもノーネクタイ、ポロシャツ、これは

着用がオーケーなんだということとか、暑さ指数も、運転時間とかそういうやつも改善をするという説明がございましたので、これはまた来年の話になつたらいかぬですが、一番暑いときに、6月議会で質問すべきだったんですが、ちょっと質問できなかつたということで、ぜひ職員の方々の話を聞いていただいて、その場に合わせて、ぜひ空調——私は、たまたま視察で沖縄へ行くことがありました、7月の末だったかな、日にち、ちょっと忘れたんですが、沖縄県庁に入つてみました。14階の一番上には展望室というのがあって、広い部屋で誰もいないんですが、物すごく冷えているんですね。涼しいんです。わあ、ここはいいな。

その隣に仕事をする部屋があつたんですが、ここも、室内に扇風機なんて全然置いてないですね。空調だけで十分冷えていると。これは沖縄だからかなと、今年は熊本のほうが暑かつたかなというふうな思いですけれども、これはそうじやなくて、やっぱり施設の整備、クーラーの調整をするなどのこうでのなくして、設備は熊本も整っているというふうに思いますので、ぜひ職員の方が、仕事が本当にスムーズにできるようなそういう職場環境をつくっていただきたい、このように思います。

この辺は、一方では、二酸化炭素が多くなつたら気候がどうこうということもありますけれども、それはそれで、やっぱり空調設備は生かしていくということを、ぜひ県の執行部の方も、それをお願いをして、職員の方のための空調施設にしていただきたい、このように思います。ぜひよろしくお願ひしておきます。

最後に、阿蘇くまもと空港へのアクセス鉄道、これについて質問をさせていただきます。

今年6月に、空港アクセス鉄道の整備について、パンフレットが発行されています。アクセス

鉄道の概要として、パンフレットの作成時点では、事業費約410億円、需要予測として、10年後の2035年は、1日に約4,900人が利用すると予測されています。

事業を推進する上で重要なこれらの取組について、先日の本会議で知事が答弁されたとおり、需要が1日当たり6,500人に増える見込みとのことです。気になる点として、事業費も約610億円に増加することです。

阿蘇くまもと空港の利用者は増加が見込まれており、県は、最短で2034年度末の開業を目指していると聞いていますが、国が鉄道事業を許可する基準の一つに、開業40年以内の累積収支の黒字化があります。

この基準について、県の試算は、国が整備費の3分の1を補助することを前提としていたと思います。この点に関し、昨年9月議会の私の質問に対して、整備費用の負担については、JR九州との協議を行うとともに、国に対して最大限の支援を希望していると答弁されていますが、その後の状況はどうなっているのでしょうか。

空港アクセス鉄道建設事業費約610億円の県の負担がどのようになるか心配をしています。

そこでまず、JR九州との協議や国の支援について、具体的にどのような状況になっているのか、企画振興部長に伺います。

また、空港ライナーについては、2011年10月1日より、民間タクシーを利用してJR肥後大津駅から阿蘇くまもと空港まで空港利用者を無料で乗車させ、試験運行として2017年春まで続けてきました。しかし、試験運行として5年以上も無料乗降を続けたにもかかわらず、2017年春に本格運行へ移行した後も、現在まで8年間も同じように無料での運行を続けている現状です。

昨年の9月議会では、費用負担について、年

間約4,000万円の運行費用を県、大津町、JR九州、熊本国際空港株式会社が共同で負担しているとの答弁でした。

その上で、空港ライナーは多くの利用者があるものの、輸送力に限界がある点を踏まえ、今後増大する空港利用者に対応するためには、定時性や速達性、大量輸送の観点から、空港アクセス鉄道の整備が必須であると判断していると。さらに、空港アクセス鉄道の早期整備に全力で取り組むとのことでした。これでは、空港ライナーを14年間も無料で運行したのは、空港アクセス鉄道を建設するための方策の一つだったのかと思わざるを得ません。

そこで、空港ライナー利用の県の負担金はこれまで幾らで、今後の県の負担は幾らになるのか、あわせて、企画振興部長にお尋ねをいたします。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長(富永隼行君) 空港アクセス鉄道の整備については、事業費の精査、需要予測の精緻化、運行等に関するJR九州との協議等を精力的に進めてまいりました。

その結果、事業費は約610億円となり、これに加え、空港アクセス鉄道の利便性や速達性を高めるための豊肥本線の機能強化に要する経費が約60億円との試算となりました。また、需要予測は、1日当たり約6,500人、B/Cは1.21となり、物価上昇等で増額になった事業費を踏まえても、十分な事業性が確保される結果となりました。

最新の需要予測を基に協議を行った結果、運行形態はJR九州が運行主体となり、既存路線と一緒に運用する上下分離方式を採用すること、費用負担は、空港アクセス鉄道の開業後に既存路線で生じる増益額を活用し、総事業費の3分の1を上限にJR九州が負担する方向で協議が調っています。

また、国の財政支援につきましては、地域産業構造転換インフラ整備推進交付金の活用など、最大限の財政支援を引き続き要望してまいります。

次に、空港ライナーについてお答えします。

空港ライナーは、平成23年10月に試験運行を開始し、徐々に利用者数を増やしながら、平成29年度から本格運行へ移行しました。運行に要する経費は、県に加え、大津町、JR九州及び熊本国際空港株式会社で構成する阿蘇くまもと空港ライナー運営協議会が共同で負担し、その運行を支えています。

議員御質問のこれまでの県負担額は、14年間で約4億4,000万円です。今年度の県負担額は、タクシーの認可運賃改定等により、前年度比70万円増の約3,700万円です。

コロナ禍から回復した令和5年度には年間13万1,000人、昨年度は過去最高の年間約15万3,000人が利用され、今年度の繁忙期には、利用者の増加により、団体利用の予約を見合わせるなどの対応が必要となりました。

近年の利用ニーズの増大や空港アクセス鉄道整備の進捗状況も見据え、空港ライナーについても、今後の方向性を検討する時期を迎えていたとの認識しており、関係者間での協議を開始したところです。

県としては、その結果も踏まえ、空港ライナーの安定的な運行の確保に向け、今後の運行方針を整理してまいります。

〔岩中伸司君登壇〕

○岩中伸司君 部長より答弁をいただきました。

まず、空港アクセス鉄道の整備についてということですが、これは、当初、事業費が400億円だったんですね。それが610億円となるということで、利用者も増えているということの答弁ですけれども、私は、この空港アクセスは、もちろん、

今現在では、肥後大津駅というところにいろんな建物が建ったり、それから企業もどんどん来ているということで、確かに以前とは違う状況になっていると思いますが、熊本県民が空港を使うときには、ほとんど自家用車で行っているにもかかわらず、この空港ライナーからこの空港アクセス鉄道というのが必要なのかということは……

○議長(高野洋介君) 残り時間が少なくなりますので、発言を簡潔に願います。

○岩中伸司君(続) ずっと今まで言い続けてきました。

このアクセス鉄道については、やっぱり610億円もかけて造る必要があるのかということは今でも思っています。

並行して、空港ライナーが今運賃は無料で運営をされている。先ほど質問で申しましたけれども、これは、熊本県民は誰も知らないんじゃないですかね。これを知つてもらえば、逆に知つた人は利用しているかもしれません。しかし、これが列車になってアクセス鉄道になつたら、料金払わないかぬのでしょうかけれども、アクセス鉄道でも無料なら別ですけれども、このときは料金を払うということになるというふうに思います。

空港ライナーの運行については、私は、以前から非常に不思議な、不満も一つは持っています。本来は、スタートするときはそうじやなかった、試験運行というところだけが無料で、本格運行になつたらそうじやないと、料金をちゃんと取ると思っていたんですけども、そうじやないやつを今でもずっと続けています。

ぜひ、この辺については、行政も、それぞれ県民の税金を使うわけですから、もう少し慎重に空港ライナーの取組についてはお願いをしていきたいというふうに思います。

この熊本空港アクセス鉄道については、今でも

私は反対をするんですけれども、どんどん事業は進んでいくようです。残念ですけれども、ぜひよろしくお願いをいたします。

○議長(高野洋介君) 昼食のため、午後1時15分まで休憩いたします。

午後0時9分休憩

午後1時13分開議

○副議長(緒方勇二君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

竹崎和虎君。

[竹崎和虎君登壇] (拍手)

○竹崎和虎君 皆さんこんにちは。自由民主党・熊本市第二選挙区選出・竹崎和虎でございます。

木村知事が就任されて2回目の質問となるところでございますが、知事の政治信条は現場主義と伺っておるところですが、私も、モットーとして、徹底的現場主義を抱えております。今日は、現場で聞いた要望、皆様方のお困り事、を中心的に質問をさせていただきますので、現場の思いに応えられるような答弁を執行部の皆様方にはよろしくお願いを申し上げ、早速質問のほうに入らせていただきます。

まず最初に、指定管理者制度について質問をいたします。

平成15年、当時の小泉純一郎内閣総理大臣の下、日本において、公営組織の法人化、民営化が急速に進行されておりました。そのような中、平成15年6月13日公布、9月2日に施行された地方自治法の一部を改正する法律により指定管理者制度が導入され、民間事業者やNPO法人などにも管理運営を委ねることが可能になりました。

この法改正により、管理委託制度下の公の施設については、改正法施行後3年以内に条例を制定し、指定管理者制度に移行するよう求められまし

た。

本県においては、38施設が指定管理者制度を導入しています。この指定管理者制度は、多様化する県民のニーズに効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理及び運営に民間事業者のノウハウも活用しながら、住民サービスの向上と経費の削減を図ることで、施設の設置の目的を効果的に達成することを目的としています。

そのため、県は、指定管理者による管理の基準や業務の範囲を定め、その内容に沿って適正な管理運営ができる団体を指定管理者に選定する必要があり、県では、施設ごとに指定管理候補者選考委員会と呼ばれる指定管理者の選定委員会を設置しており、書類による一次審査、個別のヒアリングによる二次審査を行い、指定管理候補者を選定しています。

さらに、指定管理者による運営が始まった後も、適正な運営がなされているか、随時業務報告を求め、現地を調査するとともに、必要に応じて改善の指示を行うなど、県は、設置者としての責任を果たさねばなりません。

また、指定管理者になった団体は、県と締結した協定に沿って適正な管理運営を行うほか、創造性、独創性を生かした事業や効率的な施設運営に努めることが求められており、管理業務に係る事業計画書を県に提出し、委託料として、管理運営に必要な経費は、事業年度ごとに、県から前金払いにより支払われています。

本県においては、平成16年9月に熊本県公の施設の指定管理者制度に係る運用指針を策定し、平成17年4月から制度の導入を進め、令和7年4月現在、県の公の施設52施設のうち38施設が指定管理者制度を導入しており、そのうち、非公募により選定した1施設を除く37施設が公募により選定されています。

公募によって、民間事業者の参入も徐々に増えており、民間事業者のみの指定管理者となっている施設が25施設あります。民間事業者のノウハウも一定程度は活用されるようになってきているように見受けられますが、一方で、地方自治体からの出資がある事業者が指定管理者となっている施設が13あります。38施設のうち、指定管理者制度導入以前と同じ者が指定管理者となっている施設が、構成団体と同一のものも含め15施設あります。また、公募とはいっても、1事業者しか応募のなかった施設が37施設のうち32施設もあり、86.5%が1者による応募となっております。

このような状況の中、どのような審査基準で、どのように審査が行われているのかを調べてみると、県としては、運用指針において、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の選定基準に基づく審査項目や配点を示していますが、指定管理者選定時の合格基準点があるのは38施設中2施設のみでした。

施設によっては、その施設の規模や特質に応じた審査項目や配点となることは適切だと思いますが、県の施設としての水準を保つためには、指定管理者選定時の合格基準点を設定するなど、一定の基準は必要であると考えます。

このままでは、所管課によって事務作業がやりやすいように、また、これまでの指定管理者が有利になるような審査基準や審査項目や配点になっているのではないかという疑問を感じます。そして、一番の問題だと感じているのは、入札であれば、県全体で統一した基準に基づいて執行されているのに、指定管理者選定時の審査基準については、所管課において施設ごとに定め、総合的に審査されています。

また、指定管理者からの事業報告書の提出を受けた後に、必要に応じ外部有識者の意見を聴取す

るものとされていますが、その意見聴取が行われているのも38施設中1施設のみであり、評価方法や評価が適正であるかどうか、外部から分からぬことあります。

特に、経費節減だけではなく、県民に対する住民サービスの向上と、設置された基礎自治体やその周辺地域の活性化や働く場の確保、また、関係する団体の振興、発展など、施設の設置の目的を効果的に達成するというもう一つの目的がきちんと評価できる選定となっているのか疑問であります。

令和7年度当初予算では、指定管理料の総額で約46億4,000万円が計上されています。多額の税金を投入する以上、きちんと検証できるシステムが必要であり、今後、外部有識者による検証が必要だと私は考えます。

また、指定管理者の中には、設備の管理などについて、専門の業者に再委託しているケースが多くあります。これでは、実際に管理している者は、制度導入前の管理委託と変わりません。むしろ、指定管理料は、この制度の目的の一つであるコスト削減で減らされており、民間業者にしづ寄せされ、民間事業者の利益優先で、地域の活性化や働く場の確保、また、関係する団体の振興、発展など、施設設置の目的がないがしろにされ、住民サービスの質が低下しているのではないかと思われます。

平成17年の指定管理者制度の導入から20年が経過をしました。ここで一旦立ち止まって、指定管理者制度において、公募における競争原理が働いているのか、施設運営の本来の目的や施設設置の目的を達成できているのか、指定管理者に対する監督、チェック体制は十分なのか、精査、検証するべきだと思いますが、木村知事の所見をお尋ねします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 竹崎議員の御質問にお答え申し上げます。

指定管理者制度について、3点お尋ねがございました。

まず、公募における競争原理が働いているか、それと、施設の設置目的は達成されているかの2点について、併せてまずお答え申し上げたいと思います。

議員からは、指定管理の審査基準、そして審査項目及び配点が、所管課によって事務作業がやりやすいように、あるいは現行の指定管理者が有利になっているのではないかという御指摘をいただきました。

本県の審査基準は、施設設置の目的が効果的に達成できるよう、一定の審査基準を共通としながら、施設のその性格とか特性を踏まえて、配点の重みや特有の審査項目を柔軟に設定できるようにしているということは御理解いただければと思います。

それぞれの施設で、やはり設置目的が異なることですから、各々のその目的達成のために、最も適した管理者を選定できる仕組みと考えております。指定を受けた事業者において、適切に運営されていると考えております。

例えば、令和5年7月にオープンした熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設、いわゆるKIO KUでは、熊本地震の教訓などの伝承、それと防災意識の醸成などを図る目的で、当初から指定管理者制度は導入しているんですけども、指定を受けた事業者は、地震語り部などとの連携ですか、イベントの実施を通じて地元の地域振興を進めるなど、民間ならではのネットワークを生かした運営がなされています。

また、このほかにも、熊本県民総合運動公園な

どで、利用時間の延長や独自のイベントが開催されるなど、指定管理者の有する企画力、ノウハウが最大限活用されて、県民サービスの向上につながっていると考えております。

しかし、一方で、指定管理者の募集に対して応募者が少ないとこの現状については、やはりこれを変えていく取組が必要と考えております。

このため、公募時において、毎年度指定管理料を見直して、今、特に現状そうですけれども、物価上昇の影響を指定管理料に適切に反映させる旨を明示するなど、事業者が新規参入しやすくするような環境の整備を検討してまいりたいと考えております。

次に、指定管理者の運営に対するチェック体制についてお答え申し上げます。

現行では、毎月1回と毎年度終了後に、指定管理者から事業の実績、利用者アンケート調査の結果報告を受け、県のほうで点検を行い、必要な指導などを行う仕組みとなっております。

直近の報告では、ほとんどの利用施設では、利用者数が前年度を上回っていること、また、利用者の満足度はおおむね高い水準となっていることから、適切に施設運営がなされていると評価しております。

しかし、一方で、議員御指摘のとおり、実績の評価時において、外部有識者の意見を聴取しているという施設がとても少ないという現状はございます。より適切な評価を行っていくためには、外部有識者の意見を聴取する機会を拡大させていく必要はあると考えております。

引き続き、県民サービスの向上に向けて、指定管理者制度の趣旨に沿って、必要な見直しを加えながら、制度の適切な運用に努めてまいります。

〔竹崎和虎君登壇〕

○竹崎和虎君 木村知事から御答弁をいただきま

した。78点ですね。これはあくまでも私の感想であり、また解釈でありますので、主観的な採点であって、私がそれが合格点なのかどうかというのを分からぬところであります。これは、この指定管理者制度でも、同じような面があるのではないかなと思っております。

この県の指定管理者選定については、施設の特性を踏まえ、そして、配点の重みづけや特定の審査項目を柔軟に設定できるということでありましたが、常任委員会に提示されている指定管理者の指定についての資料に、所管課の違うある2つの施設がありました。

その概要を読んでみると、選定理由や、そして選考委員会の審査の結果の欄に、選考に当たつての基本的考え方、また、選考委員会からの意見があつたんですが、これはもう非常に酷似しておりました。片方は500点満点中の437点、もう一方は399点と、何が違うのか分からぬですね。また、審査の基準の満点が、その37施設のうち100点のものもあれば、400点、500点のものもあります。その中で合格基準点を設けているのは、2つの施設なんですけれども、それぞれ500点満点中の396点以上が合格、もう一つは250点以上なんですね。質問でも申し上げましたが、その基準が分かりにくく、県としての一定の合格基準、これを設けることが必要だと考えております。

県民サービスの向上に向けて、必要な見直しを加えながら、制度運用に努めるということでございましたので、木村知事、検証し、見直しをぜひお願ひしたいと思います。

それと、もう1点、現行の指定管理者から利用者アンケート調査の結果報告を受け、利用者の満足度はおおむね高い水準にあるということでございましたが、現在のデジタル社会の中、グーグルやヤフーで施設を検索すると、その施設に対して

の利用者の評価や口コミ、これを見ることがあります。そして、多くの方が、それを利用する際に参考にされているのではないかと思いますが、もちろん高い評価もあるんですけども、厳しい御意見、そういうものもありますので、そういうものを、ぜひ、そのことも現場の声として受け止め、今後の対策に当たっていただきたいと思います。

それでは次に、指定管理者制度の具体的な事例として、青少年の家についてお尋ねします。

今年の4月、私の選挙区である熊本市西区にヤマガラビレッジ、熊本市立金峰山自然の家が指定管理者制度を導入し、新たにリニューアルオープンしたことが話題となりました。

小中学生向けの利用に加え、アウトドア初心者のファミリーでも手軽に自然体験が楽しめる施設で、テント設営不要の宿泊施設や手ぶらで楽しめるバーベキュー、親子で自然を満喫できる体験プログラムが充実しており、交流人口の拡大を創出し、地域経済活性化の起爆剤として期待されています。

一方、本県の青少年の家4施設は、昭和48年に開所された天草青年の家をはじめ、昭和50年開所の菊池少年自然の家、昭和59年開所の豊野少年自然の家、そして、平成10年に開所されたあしきた青少年の家があり、青少年の健全育成を目的とした自然体験活動の提供に加え、幼児から高齢者までの幅広い世代が活動できる生涯学習の場として、地域に根差した重要な社会教育施設として、長年にわたり多くの県民に利用されてきました。

私自身、小学校4年生か5年生のときだったと思うんですが、当時豊少と呼ばれておりました豊野少年自然の家で、森の中で目印を頼りに目的地を目指すウォーキングやカーラライスをみんなで作ったり、宿泊する体験活動を経験し、今でも

楽しかった思い出として心に残っています。

これらの施設は、設立当初、県の直営で運営されていましたが、現在は指定管理者制度が導入されています。各施設とも、平成29、30年に過去最高の利用者数を記録していますが、それ以降利用者は徐々に減り、さらには、コロナ禍の利用者減少に始まり、現在の物価高騰や人件費の上昇により、施設の運営に影響が出てきているよう、県民や、とりわけ子供たちにとって、サービスの向上につながっているのか、また、地元自治体や周辺地域への活性化に寄与しているのか、大変懸念をしているところあります。

今年7月には、私の生まれ里である芦北町から県教育委員会へあしきた青少年の家の指定管理に係る要望書が提出され、地元の荒川議員とともに同席をいたしました。地域との関係性を踏まえた施設運営は、施設の持続可能性を高める上でも非常に重要であり、今後の指定管理者の選定においても、交流人口拡大や地域特産品の消費拡大、安定した雇用、所得向上など、地域への貢献という観点にも十分配慮してほしいと考えております。

そこで、次期指定管理者の選定時期を迎えるに当たり、県立青少年の家における指定管理者の選定に向けた対応について、越猪教育長にお尋ねいたします。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) 県立青少年の家4施設については、平成21年度から指定管理者制度を導入し、現在第4期目に入っています。

制度の導入以降、利用者数は増加し、平成29年度には、全体で18万7,000人と、県直営時も含めて過去最高となりました。その後、コロナ禍の影響もあり、利用者数は大幅に減少しましたが、学校の集団宿泊教室の再開に伴い、現在では、コロナ禍前の約7割まで回復しており、利用状況は改

善傾向にあります。

また、指定管理者のノウハウを生かしながら、地域や各種団体と連携を図り、不登校傾向の子供たちの日帰りキャンプや通学合宿など、社会的課題に対応した様々な企画事業にも取り組んでいるところです。

あしきた青少年の家をはじめとする県立4施設は、青少年の健全育成を図る場であるとともに、地元食材の活用による地産地消の推進や地域住民の雇用の場、地域振興の観点からも重要な役割を担っている施設であると認識しており、公募の際の募集要項にも、周辺地域の振興への寄与に関する項目を盛り込んでいます。

さらに、議員御指摘の昨今の物価高騰や人件費の上昇など、経営環境の変化に対応するため、今年度から食事料金を改定するとともに、施設利用料金についても、適正な料金設定の検討を行っているところです。

県教育委員会としましては、指定管理者の適切な選定に向け、地域への貢献という観点から、施設の安定的な運営とサービスの質の向上にしっかりと取り組んでまいります。

〔竹崎和虎君登壇〕

○竹崎和虎君 教育長に御答弁いただきました。

あしきた青少年の家には、教育長自らが足を運んでいただいたと伺っております。施設の現状や地域の思いなど、いろいろと現地で感じ取っていただいたことだと思いますが、交流人口の拡大や地域特産品の消費拡大、安定した雇用、所得向上等々、そもそも施設の設置の目的、これを踏まえた上での指定管理者の選定に向けた取組をお願いするところであります。よろしくお願ひいたします。

次に、自転車利用者への交通ルールの周知と安全対策について質問をいたします。

自転車は、運転免許も要らず、手軽な移動手段として、子供から年配の方まで、幅広い年齢層に、通学や通勤、買物など、多目的な用途で利用されており、生活の足として、利用者も増加しております。

しかし、近年、全国では、交通事故全体の件数が減少傾向にある中で、自転車関連の交通事故件数は、2021年から3年連続増加するなど、増加傾向にあります。

熊本県における自転車の交通事故は減少傾向にあり、年ごとの増減はあるものの、10年前と比べ、全ての交通事故に占める自転車の交通事故の割合は、10年前と比べると増加傾向にあります。

さらに、警察庁の調査では、自転車の事故で亡くなった人の8割、けがをした人の7割が、自転車側に前方不注意や信号無視など、何らかの法令違反が認められており、法令違反の割合は4年連続増加しており、こちらも増加傾向にあります。同様に、熊本県においても、自転車事故の法令違反がここ数年増加傾向にあります。

そのため、自転車の交通違反に対し、道路交通法の一部が改正され、これまで違反行為は指導や警告で済ませていましたが、来年4月1日からは、反則金の納付を通告し、納めれば刑事罰が科されない青切符による取締りが始まることになりました。

対象は16歳以上で、113種類の交通違反に対して、3,000円から1万2,000円の反則金が定められており、知らぬかったばいということでは済まされなくなります。

主な違反に対する反則金額を紹介しますと、スマホなど携帯電話を使用しながら自転車を運転する、いわゆるながら運転は1万2,000円、信号無視は6,000円、遮断機が下りた踏切に入ることは7,000円、逆走や歩道通行など通行区分違反は

6,000円、一時不停止は5,000円、ブレーキが利かないなど制動装置の不良は5,000円、イヤホンをつけて音楽を聴いたりしながら運転したり、傘を差しての運転は5,000円、夜の無灯火運転は5,000円、2人乗りや並んで走行する並進禁止違反は3,000円となっています。

このように、自転車の交通ルールを正しく理解することが大切になりますが、自転車を利用する県民への周知は進んでいないように感じます。実際に、傘差し運転や並んでの走行、逆走、ながら運転など、違反運転者をよく目にします。

また、道路交通法の改正により、令和5年4月1日から、全ての自転車利用者について、ヘルメットの着用が努力義務化されております。熊本県内においては、県立高校で、本年4月から、ヘルメットの着用がこちらは義務化されております。

警察庁によると、自転車乗車用ヘルメットの着用率に関する全国調査結果が公表されており、令和5年については、熊本県は、着用率8.3%、全国平均13.5%を5.2%下回り、全国第28位、さらに、令和6年は、着用率が11.1%であり、3ポイント近く増えておりますが、全国平均17.0%を5.9%下回り、第30位と悪化しておりました。そして、本年令和7年は、つい先日発表された熊本県の着用率は、昨年から倍増の22.6%となっており、全国平均の21.2%を上回り、全国第16位となりました。

この結果により、県立高校における義務化により一定の効果が出ているとは思いますが、全国1位の愛媛県では、着用率70.3%、九州においても、53.7%の大分県を筆頭に、鹿児島、佐賀に次ぐ4位となっています。

私が暮らす熊本市内においても、学生も高校の校門近くではヘルメットを着用しているが、通学途中や部活の移動、土曜、日曜、祝日にはほとん

ど着用していないように感じます。

今朝も、熊本市西区の自宅から、私、この議会に来るまでに56台の自転車運転者と擦れ違いました。ヘルメットをかぶっていた方は8名でした。ちょうど通学時間帯じゃなかったもんですから、一般の方が多かったもんですから、着用率低かったのかなと思っているところでございますが。

さらにまた、いつでもぱっと乗って気軽に移動できるシェアサイクルのうたい文句で、熊本市、菊陽町、天草市で運用されている民間会社の赤い自転車を皆さんも御存じのことかと思いますが、ヘルメットを着用して赤い自転車を利用されている方を私は一人も見たことがありません。教育委員会や警察本部において様々な周知啓発活動に取り組んでおられるのは重々承知しておりますが、自転車を利用する県民への周知は進んでいないよう感じます。

県民の命を守るために、いま一度、自転車の運転ルールを確認し、安全に自転車を利用するよう、自転車を利用する、利用しないは問わず、今まで以上に県民に周知する必要があると思いますが、知事の所見をお尋ねいたします。

あわせて、自転車の整備、点検について質問いたします。

来年4月から、自転車の交通反則通告制度による取締りにおいては、ブレーキが利かない、無灯火などの事故につながる自転車の整備に関する違反に対しても、青切符の対象となると先ほど申したところでございますが、現在、車や自動二輪と違い、自転車には定期的な整備、点検の義務はありません。

自転車は、車と違い、ブレーキの利きが悪かったり、ライトが壊れていたり、不備があったとしても、そのまま使用されていることが多いと思います。そして、近年では、近隣国で製造され

た格安の自転車が輸入され、ディスカウントストアなどで1万円を切る価格で販売をされております。安価で購入できることで、整備、点検をするという意識がなくなってしまうのか、街を走る自転車の中には、整備不良の車両が散見されます。

熊本県自転車二輪車商協同組合の皆さんに話を聞くと、自転車は、1年使用すれば、かなりの箇所に整備の必要性が出てくるそうで、各店舗での整備、点検や学校やPTAからの要請による出向いての点検においても、ベル、ブレーキ、タイヤ、チェーン、ライト、反射鏡など、不良や不備がほとんどの車両に見られるということでした。

熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例には「自転車利用者は、自転車に関する交通事故を防止するため、その利用する自転車の定期的な点検及び整備に努めるものとする。」と規定されていますが、県民の意識はいかがなものかと疑問を持たれておられます。

熊本県内各地には、自転車の整備、点検について専門的な知識と技能を有する資格を持った自転車整備士が在籍する自転車安全整備店が229店舗あるそうです。

香川県において、既に自転車整備、点検が条例で義務化されておりますが、ぜひ熊本県でも義務化をし、既に義務化された保険加入と両方が義務化されることにより、安全で安心して使用できる乗り物になるのではないかと要望をされておられます。

令和2年9月議会において、各学校における自転車の整備、点検の実施状況を私がお尋ねした際に、当時の古閑教育長から、通学で利用する自転車に対しては、全ての小中高等学校において、学校の実態や発達段階に応じた整備、点検が行われている、また、児童生徒や保護者に対し、交通安全教室や保護者集会において、整備、点検の重要

性を周知しているとの答弁がありました。

学校だけではなく、自転車を利用する県民一人一人が、安全運転、交通マナーと同時に、正しい整備やメンテナンスに関する意識、知識を持たなければ、本当の意味での自転車の安全利用は実現しないと思います。

自転車を適正に整備、点検して、愛着を持って自転車に乗る、これからはそのような視点が必要だと考えますが、環境生活部長に併せて御所見をお伺いいたします。

[知事木村敬君登壇]

○知事(木村敬君) お答えいたします。

自転車は、移動手段としての利便性、経済性はもちろん、健康面、環境面、渋滞緩和にもメリットがあり、私たちの生活にとって身近な存在でございます。

その一方で、自動車と同じ車両の仲間であり、ルールを正しく理解して安全に利用しなければ、自分の身を守ることもできず、交通の支障にもなりかねません。

しかしながら、現状では、議員御指摘のとおり、ヘルメットの未着用や右側通行、ながら運転などの違反行為を見かけることも少なくない状況にございます。

そのため、道路交通法の改正により、令和5年にはヘルメット着用が努力義務化され、来年4月からは、自転車利用者の違反行為に反則金を科す、いわゆる青切符制度がスタートするなど、対策が強化されてきました。

私自身、通勤や買物等の日常生活で自転車をよく利用するものですから、特に知事就任後は、私のこのでかい頭に合う大きなヘルメットを見つけるまでは自転車を利用しませんでした。で、今は必ずヘルメットを着けて利用しております。率先して行動するようにしております。

本県では、平成27年に、自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例、これを制定させていただきました。令和3年には、この条例を改正して、その重大な事故が発生した際の補償に備えるための自転車保険の加入を義務化したところでございます。

また、県民の皆様へのヘルメットの着用とルールの周知に向けて、全年齢層向けのチラシを配布するほか、特に、議員も御指摘ありました学生などの若い層に対しましては、同世代のモデルを起用して、SNSなどを活用したキャンペーンを現在実施しているところでございます。

青切符制度が始まるこの機会を捉えて、本県としても、県警察や教育委員会、市町村など関係機関と連携して、交通社会の安全を守るために広報啓発を一層進めてまいりたい、そう考えております。

県民みんなが安心して笑顔になれる熊本を実現するには、何より安全の確保が不可欠でございます。自転車を利用するお一人お一人が、交通ルールを正しく理解し、安全な交通行動を実践していただけますよう、引き続き県民の皆様に広く呼びかけてまいります。

[環境生活部長清田克弘君登壇]

○環境生活部長(清田克弘君) 自転車の整備不良は、重大な交通事故の発生原因となり得る交通違反であり、故障しているのを認識しながら乗り続けるという意味では、悪質な交通違反とも言えるものです。

自転車には、自動車のような車検制度はありませんが、車両の一種であることから、整備不良の自転車利用者には、道路交通法による罰則が設けられています。さらに、来年4月から始まるいわゆる自転車の青切符制度においても、整備不良は

取締りの対象となっています。

議員御紹介のとおり、本県では、平成27年に制定した自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例により、自転車の定期的な点検、整備を努力義務と定めて、周知啓発に取り組んでいるところです。

現在、県内の高校では、定期的な点検、整備を自転車通学の許可条件とする取組が進んでいる状況です。

今後は、青切符制度の運用状況等を注視しながら、自転車を利用する全ての県民に向けて、引き続き、自転車の適正な点検、整備の重要性等について、周知啓発を図ってまいります。

〔竹崎和虎君登壇〕

○竹崎和虎君 私は、幼少の頃、おばあちゃん子がありました。自転車で遊びや部活であったり行こうとすると、必ず、大正生まれの祖母に、和虎、鉄かぶとはちゃんとかぶったかと促されていました。戦中を生きた祖母らしい表現で、孫の安全を見守ってくれてたんだろうなど、懐かしく思い出すところでございますが、このように、自転車を利用する人だけではなく、利用しない方々もルールを知って、やっぱり県民の安全を守っていかなければいけないと思っております。

そして、自転車の整備、点検についても、周知啓発に取り組んでいるということでありましたが、私は、この質問に際して、5つの中学校、高校を訪ね、自転車の交通ルールと併せ、整備、点検状況も伺つきましたが、そこまで、そこまで進んでいるように感じなかつたところあります。

先日、内野議員の代表質問で、あの新キャラ、ワルモンの話がありましたが、県民への周知にも、ぜひワルモンやくまモンを使っていただきたい、周知をしていただきたいと思いますし、ま

た、県のホームページからもリンクできますが、ユーチューブ動画で、やんちゃしてそうなお兄さん2人が登場し、まだかぶってねえのと、自転車運転時のヘルメット着用を呼びかける安全啓発動画があります。木村知事がおっしゃったＳＮＳの一つだと思いますが、自転車整備の点検の重要性、そしてヘルメットの着用を含め、あらゆる手段でもっともっと進めていくべきだと思いますので、県警、教育委員会も一緒になって取り組んでいただくようにお願いいたします。

それでは、次の質間に移ります。

2010年代半ばから年々深刻化している人手不足問題。

教育の現場においても、教員の成り手不足、これは深刻な問題であります。その背景には、教員の業務過多が大きく影響していると指摘されています。特に、特別支援教育の対象となる児童生徒の増加や保護者からの多様な要望への対応など、教員が担う業務は年々複雑化、多様化しており、教育現場の先生からも話を伺っております。

しかしながら、教育の本質は、先生が子供に向き合う時間にこそあると私は強く信じております。これは、家庭においても同様であると考えます。教員が児童生徒一人一人に丁寧に向き合い、教育的な関わりを深める時間を確保することが、教育の質の向上に直結するものであります。

教育委員会においては、昨年度、第2期働き方改革推進プランを策定され、ＩＣＴの活用などによる業務効率化に取り組まれていることは承知しております。しかしながら、現場の声に耳を傾けると、依然として教員の負担は大きく、さらなる対策の深掘りが求められていると感じております。

そこで、3点お尋ねいたします。

本年度より、県では、教員業務支援員を、市町

村に費用を求めずに、全校に配置する取組を、九州では初の事業として開始されています。現場からは、教員の業務効率化につながっている、負担が減ることで、児童生徒と接する時間が増えていくなど、とても助かっているとの声や、児童生徒の下校後、放課後に抱える作業が多く、その時間にもサポートの体制があるとさらに助かるとの声も聞かれておりますが、現在具体的にどれほどの学校に配置が完了しているのか、また、支援業務時間の拡充は可能なのか、そして、配置された学校において、教員の業務負担軽減や児童生徒との関わりの質的向上など、どのような効果が確認されているのか、定量的かつ定性的な観点から御説明いただきたいと思います。

次に、年度末から年度初めにかけて、教員の時間外勤務が特に多くなる傾向にあると聞いております。その一因として、教員への異動内示が遅いことが挙げられております。

異動対象者のみならず、校務分掌の割り振りや業務引継ぎなど、学校全体に影響が及ぶことから、可能な限り内示の時期を前倒しできないか、検討の余地があると考えますが、県教育委員会としての見解をお聞かせください。

最後に、教育委員会事務局には多くの教員が配置されていると承知しておりますが、現場では教員不足が続いております。事務局の業務も重要ですが、教育の最前線である学校現場にこそ、経験豊富な教員の力が必要とされております。一定数の教員を現場に戻すことについて、教育委員会としてどのようにお考えか。

以上3点、教育長にお尋ねします。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) 学校現場における働き方改革についてお答えします。

私自身、40年以上教育の場に身を置く者とし

て、教育内容だけでなく、児童生徒や保護者の意識の変化も含め、子供を取り巻く環境が大きく変化してきていると感じています。このような変化により、教員の業務は増え続け、従来のやり方では、子供に向き合う時間が十分に確保できない状況となっています。

その解決方法として、議員御指摘のとおり、できるだけ現場が主体的に課題を解決できるような環境整備を進めることが必要だと認識しています。

1点目の教員業務支援員についてですが、配置状況については、9月1日現在で、小中学校では345校中309校の89.6%、県立学校では67校中61校の91.0%の配置状況となっています。

次に、具体的な業務については、学習プリント等の教材の印刷、配付文書等の作成補助、来客や電話の対応、学校行事や式典の準備などに多く従事されています。

配置の効果については、小中学校においては、各学校からのヒアリング等を通じて、その成果を取りまとめているところですが、県立学校においては、現時点で約7割の学校で教員の時間外勤務の縮減や業務負担の軽減につながっています。

一方、学校規模に応じて、支援員を1人ではなく複数人の配置を希望する声や、議員御指摘のとおり、支援員の業務従事時間の拡充を希望する声が上がっていることも承知しています。

今後、教員業務支援員の配置による業務削減の効果等を分析し、よりよい配置について検討してまいります。

2点目の異動内示の時期についてお答えします。

私自身、学校に勤務していたとき、特に3月後半から4月前半にかけて、業務が錯綜して大変だった経験がございます。これは、年度末には1年

間の締めくくりや新年度に向けた準備など、多岐にわたる業務があり、その業務の多くが異動内示の後にしか進めることができないという実態があるためです。

このような状況を改善し、業務を円滑に進められるよう、学校現場については、少しでも早く異動内示ができるよう、早速来年度の人事異動から対応してまいります。

3点目の教育委員会事務局で勤務する教員の学校現場への配置についてお答えします。

教育行政の施策の推進を所管する県教育委員会事務局の業務は大変重要という認識の下、学校への助言、指導など、様々な業務に従事するため、多くの教員を教育委員会事務局に配置しています。

私自身、学校現場での勤務経験を踏まえれば、やはり教員の本分は、学校現場で子供に向き合い、将来の日本を担う人材の育成に取り組むことだと考えています。

そこで、子供たちの教育に直接携わる学校現場を最優先に考え、教育委員会事務局の業務を見直し、効率化を図り、組織をスリム化させ、教育委員会事務局で勤務する教員を一人でも多く現場に配置することを基本的な考え方として人事異動業務を進めていくこととします。

県教育委員会では、現場の教員が少しでも生き生きと働けるような環境づくりに取り組むことで、子供たちへの教育の質の向上につなげてまいります。

[竹崎和虎君登壇]

○竹崎和虎君 越猪教育長に御答弁いただきました。

さすが、17年ぶりの現場出身、教員出身の教育長だなという答弁でございました。

教員業務支援員の配置については、昨日、岩田

議員のほうからも質問があったところでございますが、現場の若い先生方からも、本当に助かっていると伺っております。業務従事時間の拡充についても、早急に検討を進めていただきたいと思っております。

また、事務局勤務の教員の方も、できるだけ現場で働くことができるよう取り組んでいただければと思っております。

そして、異動内示の時期を来年度の人事異動から対応するということでございました。これも多くの教員の皆さん方から要望を受けていたところで、とても皆さん助かるのではないかなと思っております。

働きやすい教育現場をつくることが、教育の質の向上、そして教員の成り手不足解消にもつながると思いますので、しっかりと取り組んでいただくようお願いいたします。

それでは次に、県営住宅の入居促進と維持管理について質問をいたします。

熊本県営住宅は、県民福祉に寄与することを目的とし、住宅に困窮する低額所得者のために国と県が協力して建てた住宅で、一般の賃貸住宅とは違って、使用に際していろいろな制限や注意すべきことがあります、低廉な家賃で住むことができる熊本県民の大切な共有財産であります。

県営住宅の入居状況を見てみると、入居戸数は、令和6年度末の段階で6,721世帯となっており、管理戸数8,516戸に対して、入居率は78.9%となっています。10年前の平成27年度末と比べると、入居世帯は1,356世帯、入居率で15.8%減少しています。

県におかれでは、これまでに、入居促進を目的に、抽選にて年に2回募集を行う補充入居待機者募集に加え、県が事前に選定した空き住戸について、先着順で申込みを受付する常時募集や単身入

居の要件緩和など取組を行ってこられ、入居率の減少には歯止めがかかりつつあるとのことです
が、入居を希望する方々の声に常に耳を傾け、多様化するニーズを的確に把握し、さらなる入居促進に向けた取組が必要であると考えます。

また、入居世帯の類型別の構成を見てみると、令和6年度末の段階で、高齢者世帯の世帯数が4,560世帯で、その世帯率は67.8%となっており、ここ5年間で331世帯、割合にして9.2%増加しています。一方で、子育て世帯の世帯数は、5年間で430世帯、世帯率で5.8%も減少しています。

このように、入居率の減少と世帯構成の変化によって、単身高齢者世帯が増加し、子育て世代や若い世代が減少しており、団地における自治会活動の担い手が不足するなどの影響で、住宅、敷地の共用部分の清掃や草木の管理などの活動に困難を生じさせていると聞いており、住環境の悪化を招くのではないかと懸念しております。

入居を希望する県民が健康で安心して住み続けられる県営住宅を目指すためにも、空き部屋対策や共用部分などの敷地の維持管理、また、団地コミュニティの活性化や住みやすさなど、ソフト面の対策も急務であると考えます。

そこで、さらなる入居促進の取組として、これまで以上に子育て世代が入居する方策を考える必要があるのではないか。また、入居世帯を増やす取組も必要であり、これまで多くの議員が質問をし、県において入居促進策として様々な取組をされてきたとは思いますが、多様化するニーズに応えるために、ほかに考えていることはないか、お尋ねします。

さらに、高齢の入居者が増加していく中、安全で安心して住み続けられる場として、42団地が様々な立地条件の中になりますが、それぞれの団地

の特性に応じて、県営住宅の敷地の共用部分の清掃や草木の維持管理を考える必要があるのではないかと考えますが、併せて土木部長にお尋ねします。

〔土木部長菰田武志君登壇〕

○土木部長(菰田武志君) まず、県営住宅の入居促進についてお答えします。

県営住宅は、約9割が建設から30年以上経過し、住戸内の設備が古く、入居者のニーズに合っていないことや希望する時期に入居できなかつたことなどから、入居率は減少傾向にあります。

このような状況を踏まえ、入居促進を図るために、希望に沿った入居ができる常時募集や単身入居の要件緩和など、入居制度を一部改正しましたが、若い世代のライフスタイルやニーズに十分に対応できおらず、入居が進んでいない状況です。

そこで、子育て世帯を含む若い世代の意向に沿った住戸とするため、従来のユニバーサルデザイン改修の取組に加え、今年度から、防音効果のあるクッションフロアや視認性が高い対面キッチンなどの住戸改善にも着手しました。

また、小中学校や病院等が近隣にある団地につきましては、子育て世代等が優先的に入居できる住戸を確保してまいります。

さらに、多様なニーズに寄り添う新たな視点として、ペット同居の可能性についても検討しているところです。

そのような中、団地自治会からも、入居促進対策として、ペットとの同居を求める要望が出されました。今後、関係者間で実現に向けて協議を進めてまいります。

今後とも、社会情勢の変化に対応しながら、住宅に困窮する様々な世帯が入居できるよう取り組んでまいります。

次に、共用部分の維持管理についてお答えします。

共用部分の清掃や草木の維持管理は、原則として入居者での対応をお願いしています。しかし、入居者の減少や高齢者世帯の増加により、一部の団地では、コミュニティーの維持が困難となり、共用部分の管理に支障が生じています。

このため、県では、団地の状況に応じた支援が必要と考え、入居者の作業に危険等が伴う場合、指定管理者で対応しております。

引き続き、入居者の安全確保を最優先に考え、これまで以上に団地の個別状況を把握し、入居者の負担軽減を図ってまいります。

また、ソフト面では、団地入居者のコミュニティー形成に向けた取組を実施してまいります。

今後も、指定管理者との連携の下、入居者が安全に安心して住み続けられる県営住宅を目指して、各種取組をしっかりと進めてまいります。

〔竹崎和虎君登壇〕

○竹崎和虎君 萩田部長より御答弁いただきました。

県営住宅の入居促進対策として、ペットとの同居を実現に向けて協議を進めていくということでございましたが、知事選の公約でしたね。県営住宅ペットオーナーというやつですね。これに向けて、早速その実現に向け動き出したものだと思っております。

このペットの同居は、必要なニーズの一つであります。高齢者にとって、認知症の予防や孤独対策に効果があると公表されております。必要なルールづくりや入居者の合意形成に向けて取り組んでいただきたいと思います。

また、共用部分の維持管理については、原則入居者での対応ですが、管理に支障が生じております。県営住宅も指定管理となっていますが、団地

の状況に応じた支援ができるよう、県もしっかりと関与して、指定管理者と一体となって対応していただきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

私の選挙区である熊本市西南部地域は、本県の海の玄関口である熊本港や陸の玄関口である熊本駅といった広域交通拠点を有し、また、工業団地や流通団地、そして県民の台所でもある熊本地方卸売市場、通称田崎市場が立地するなど、食品、製造、物流を支える地域であります。さらに、自然の豊かさを生かし、有明海においては、ノリ、アサリ、ハマグリなどの水産物、平たん部の水田地帯から金峰山一帯の中山間地域においては、多様な農業経営が営まれており、ナス、トマト、イチゴなどの施設野菜や温州ミカン、梨、梅、タケノコなどの果樹や林産物など、県内有数の食料生産拠点となっております。

現在、熊本都市圏北東部においては、世界最大の半導体ファウンドリーであるTSMCの進出を契機に、シリコンアイランド九州として、半導体関連企業の集積など、大規模な従業地などの立地で移住、定住が進んでおります。

このシリコンアイランド九州への半導体関連投資の活発化によって、2030年までの10年間で、熊本県内の経済波及効果は11兆2,000億円に上ると九州フィナンシャルグループが試算をされています。

熊本市西南部地域においては、地域の特色を生かしつつ、この経済効果の波及により地域振興が図されることを地元の皆さんには期待しております。

一方、地域の道路状況を見てみると、九州縦貫自動車道や有明海沿岸道路のインターチェンジまでの距離が遠く、例えば、熊本駅周辺や熊本港周辺地域から福岡、佐賀、長崎方面の移動には、

植木インターや菊水インター、また、三池港インターまで1時間から1時間半かけて行かなければなりません。そのため、熊本市西南部地域の振興につながる社会基盤として、また、災害時のリダンダンシーを確保するためにも、広域的な物流や人流、定時性、速達性を確保する骨格幹線道路の整備が必要であると考えます。

そこで、今後の当地域の振興を支える道路網となる熊本西環状道路、熊本環状連絡道路、有明海沿岸道路の整備促進、また、熊本港の物流機能の強化に向けた整備と意気込みを土木部長にお伺いいたします。

〔土木部長菰田武志君登壇〕

○土木部長(菰田武志君) まず、熊本市西南部地域の振興につながる道路整備についてお答えします。

議員御指摘のとおり、本地域の振興に当たりましては、広域的な物流や人流を促進する道路網の整備が重要であると認識しております。

熊本西環状道路や熊本環状連絡道路の整備により、物流の効率化や人流の円滑化など、交通の利便性は大きく向上するものと考えています。

県では、その効果を早期に発揮できるよう、熊本環状連絡道路を含む中九州横断道路について、合志市とも連携し、用地の先行取得に協力とともに、有料道路事業の導入が円滑に進むよう、都市計画決定手続の年内完了を目指に取り組んでいます。

さらに、有明海沿岸道路につきましては、工事や事業化に向けた手続の準備を進めており、県においても、玉名から熊本間の整備に関する基礎的データの収集、分析を進めています。

次に、熊本港の物流機能の強化に向けた整備についてお答えします。

熊本港では、貨物量の増加に対応するため、本

年1月に、熊本港で2基目となるガントリークレーンの運用を開始し、さらに、コンテナヤードの拡張に向けて、耐震強化岸壁や埠頭用地の工事に国と連携して取り組んでおり、このほか、工業用地約11ヘクタールの分譲を進め、工場等の建設に必要な基盤整備を進めています。

県としましては、基幹道路網の整備や熊本港の機能拡大が熊本市西南部地域の振興につながるものと考えております。今後も、国や熊本市と強力に連携しながら、社会基盤の整備にしっかりと取り組んでまいります。

〔竹崎和虎君登壇〕

○竹崎和虎君 この熊本市西南部地域振興は、私の掲げる政策目標の一丁目一番地であります。政治、行政一体となって、そして、地域の皆さんとともに成し遂げたいと思っておりますので、木村知事、菰田部長、ぜひとも一緒に取り組んでまいりましょう。よろしくお願ひいたします。

○副議長(緒方勇二君) 残り時間が少なくなりましたので、発言を簡潔に願います。

○竹崎和虎君(続) それでは最後に、災害を未然に防ぐ河川の維持管理や災害時の道路情報発信について要望いたします。

近年、地球温暖化の影響により、集中豪雨やゲリラ豪雨の発生頻度が大幅に増加し、水害の発生回数も増加傾向にあります。本県においても、本年8月10日から11日にかけての記録的な大雨により、県内各地で大きな被害をもたらし、今も懸命な復旧活動が続けられております。

このたびの記録的な大雨により貴い命が失われましたことに、改めまして心からお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆様に、心からお見舞いを申し上げます。

このような近年の洪水被害を踏まえ、被害を未然に防ぎ、軽減させるためにも、常日頃からでき

る対策として、河川に堆積した土砂のしゅんせつや草木の撤去による河道断面の確保といった河川の管理があり、県内各地で多くの要望が寄せられております。

私自身も、地元の土本事務所に相談しておりますが、予算にも限りがあり、全ての地域からの要望に対応できないというのが現状であるかもしれません、これまで以上に、県として、河川の維持管理として、河川環境には十分配慮した上で、堆積した土砂のしゅんせつ、また、河川内に繁茂した草木の除去を要望いたします。

また、先般の記録的大雨を記録した日は、9日からの3連休の方も多く、夏休みやお盆休みの時期と重なっており、多くの方々が熊本に来ておられました。この方々からの声を聞くと、皆さんそれぞれ、目的地に行きたいけど、どこの道が通行できるか分からず、情報をネットで調べているけど、サイトにつながらないとか、どこのサイトを見ればいいか分からないというお尋ね、お尋ねというより苦情みたいなものが私にもたくさんありました。

県において、国道、県道、市町村道関係なく、ワンストップで分かりやすい情報提供を、県のホームページなどデジタル技術を活用した情報提供の体制の構築を要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

御清聴いただき、誠にありがとうございました。（拍手）

○副議長（緒方勇二君） 以上で本日の一般質問は終了いたしました。

明26日は、午前10時から会議を開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第5号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時13分散会